

令和6年第1回長南町議会定例会

議事日程(第1号)

令和6年2月29日(木曜日)午前9時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期日程等の議会運営について(委員長報告)
- 日程第 3 会期決定の件
- 日程第 4 諸般の報告
- 日程第 5 施政方針
- 日程第 6 承認第 1号 専決処分の承認を求めることについて(長南町手数料条例の一部を改正する条例の制定について)
- 日程第 7 議案第 1号 長南町企業版ふるさと納税地方創生基金条例の制定について
- 日程第 8 議案第 2号 長南町ふるさと創生基金条例の制定について
- 日程第 9 議案第 3号 長南町附属機関設置条例及び特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第 4号 長南町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議案第 5号 長南町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議案第 6号 長南町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議案第 7号 長南町若者定住及び三世同居促進条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 議案第 8号 長南町ガス供給条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第15 議案第 9号 長南町公の施設の指定管理者の指定について(海洋センター)
- 日程第16 議案第10号 長南町公の施設の指定管理者の指定について(スケートパーク長南)
- 日程第17 議案第11号 令和5年度長南町一般会計補正予算(第7号)について
- 日程第18 議案第12号 令和5年度長南町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第19 議案第13号 令和5年度長南町介護保険特別会計補正予算(第2号)について
- 日程第20 議案第14号 令和5年度長南町笠森霊園事業特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第21 議案第15号 令和5年度長南町ガス事業会計補正予算(第1号)について
- 日程第22 議案第16号 令和6年度長南町一般会計予算について
- 日程第23 議案第17号 令和6年度長南町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第24 議案第18号 令和6年度長南町後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第25 議案第19号 令和6年度長南町介護保険特別会計予算について

- 日程第26 議案第20号 令和6年度長南町笠森霊園事業特別会計予算について
日程第27 議案第21号 令和6年度長南町農業集落排水事業会計予算について
日程第28 議案第22号 令和6年度長南町ガス事業会計予算について
日程第29 議案第23号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
-

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

出席議員（10名）

1番	太田久之君	2番	鈴木ゆきこ君
3番	宮崎裕一君	4番	河野康二郎君
5番	岩瀬康陽君	6番	御園生明君
7番	松野唱平君	8番	森川剛典君
9番	板倉正勝君	10番	加藤喜男君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	平野貞夫君	副町長 (ガス課長事務取扱)	佐久間静夫君
教育長	糸井仁志君	総務課長	仁茂田宏子君
企画財政課長	河野勉君	税務住民課長	江澤卓哉君
福祉課長	長谷英樹君	健康保険課長	金坂美智子君
生活環境課長	三上達也君	産業振興課長	石川和良君
建設課長	高德一博君	教育課長	三十尾成弘君
教育課主幹	徳永哲生君	教育課主幹	今関裕司君

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	今井隆幸	書記	山本裕喜
------	------	----	------

○議長（松野唱平君） 皆さん、おはようございます。

本日は、公私ご多忙の中ご参集いただき、誠にありがとうございます。

開会に先立ち、町長から挨拶がございます。

平野町長。

〔町長 平野貞夫君登壇〕

○町長（平野貞夫君） おはようございます。

令和6年第1回定例会の開会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様におかれましては、年度末の大変お忙しい中、本定例会にご出席を賜り、誠にありがとうございます。令和5年度も残すところ1か月となりましたが、事務事業につきましてはおおむね順調に推移し、仕上げの段階に入っているところでございます。

昨年9月8日の台風第13号の設置に伴う大雨による災害復旧の状況でございますが、公共土木施設関係では、1月末現在、道路391か所、河川24か所、合わせて415か所の被害となり、このうち道路222か所、河川2か所の224か所の復旧が完了しております。

また、補助災害分の道路8か所、河川4か所の12か所につきましては、昨年の12月5日から7日に災害査定を受け、現在国への補助金申請、繰越しの手続を進めており、3月末執行予定となっております。

農地・農業用施設災害につきましては、1月末現在、農地177か所、揚水機場及び排水路等の農業用施設が80か所、その他農業用機械等の被災が5件となっております。このうち国庫補助災害分の農地13か所、水路6か所、揚水機場12か所、山内ダムにつきましては、昨年11月28日から12月8日に災害査定を受け、3月末に執行予定の山内ダムを除き工事発注をしたところでございます。

なお、地権者等が実施する小規模な農地等の復旧につきましては、1月末時点で23件の申請を受け付けており、要した費用に対し補助金を交付しております。

また、町が単独で復旧する排水路やため池などについては63か所ありまして、町建設業組合及びガス協同組合に協力要請をし、順次復旧を進めております。

山地災害につきましては、宅地裏山の土砂崩落等が147か所あり、こちらは日常生活に支障を来す宅地等への崩落土砂の撤去費用に補助金を交付しており、1月末までに35件の申請を受け付けております。

なお、年度末までに復旧が見込めない被災箇所につきましては、一部予算を繰越しさせていただきました。引き続き早期復旧に向け、全力を挙げて取り組んでまいります。

有害鳥獣、特にイノシシの関係につきましては捕獲頭数が増加しており、昨年末の捕獲頭数は881頭を数えたところであります。前年同期の実績は458頭でありましたので、約1.9倍の増加となっております。この要因としては、生息数の増加はもとより、駆除に当たる従事者の技術向上もあるものと考えております。今後とも被害拡大防止を念頭に、捕獲・防護の両面で対策を実施してまいります。

さて、本定例会にご提案申し上げます案件は、専決処分に係ります承認1件、条例議案8件、指定管理者の指定2件、予算議案12件、人事案件1件、合わせて24議案でございます。よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

◎開会の宣告

○議長（松野唱平君） ただいまから令和6年第1回長南町議会定例会を開会します。

（午前 9時05分）

◎開議の宣告

○議長（松野唱平君） 本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（松野唱平君） 本日の日程はお手元に配付したとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（松野唱平君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、

5番 岩 瀬 康 陽 君

6番 御園生 明 君

を指名します。

◎会期日程等の議会運営について

○議長（松野唱平君） 日程第2、会期日程等の議会運営について報告を求めます。

森川議会運営委員長。

〔議会運営委員長 森川剛典君登壇〕

○議会運営委員長（森川剛典君） 皆さん、おはようございます。

議長にご指名をいただきましたので、議会運営委員会の報告をいたします。

本委員会は、去る2月19日に委員会を開催し、令和6年第1回定例会の議会運営について協議、検討をいたしました。

本定例会に付議される事件は、専決処分の承認が1件、条例の制定2件、条例の一部改正が6件、指定管理者の指定2件、補正予算5件、新年度予算7件、人権擁護委員の候補者の推薦1件の計24議案が予定されております。

当委員会としては、付議案件等の内容を慎重に審議した結果、会期は本日2月29日から3月11日までの12日間とすることに決定いたしました。

また、一般質問は6人の議員が行うこととなっており、質問順位1番から4番までを3月1日に行い、5番から6番までを4日に行うことといたします。

また、本委員会に提出されております令和6年度予算に関しましては、その内容が複雑多岐にわたるため、一般会計に加えて特別会計の審議も含めて、議長を除く9名全員で予算特別委員会を設置して、これに付託し

て審査すべきであるという結論に達しました。

詳細な日程等につきましては、お手元に配付いたしました令和6年第1回長南町議会定例会日程概要のとおりであります。

以上、議会運営委員会の協議の概要を申し上げ、議会運営委員長の報告といたします。よろしくお願いたします。

○議長（松野唱平君） これで議会運営委員長の報告は終わりました。

◎会期の決定

○議長（松野唱平君） 日程第3、会期決定の件を議題にします。

本定例会の会期は、さきの議会運営委員長の報告のとおり、本日29日から3月11日までの12日間としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松野唱平君） 異議なしと認めます。

本定例会の会期は本日29日から3月11日までの12日間と決定しました。

◎諸般の報告

○議長（松野唱平君） 日程第4、諸般の報告をします。

本日、町長から議案24件の送付があり、これを受理しましたので報告します。なお、受理した議案等についてはお手元に配付したとおりです。

次に、本定例会の議案等説明のため、地方自治法第121条の規定により町長及び教育長に出席を求めたところ、お手元に配付してあるとおり出席の報告がありました。

次に、地方自治法第235条の2第3項の規定に基づき、監査委員から報告がありました令和5年11月分、12月分、令和6年1月分の例月出納検査結果並びに議長等が出席した主な会議報告は、お手元に配付の印刷物によりご了承願います。

次に、長生郡市広域市町村圏組合議会について、本件については長生郡市広域市町村圏組合議会議員の御園生君から報告させます。

報告を求めます。

御園生長生郡市広域市町村圏組合議会議員。

〔長生郡市広域市町村圏組合議会議員 御園生 明君登壇〕

○長生郡市広域市町村圏組合議会議員（御園生 明君） それでは、令和6年第1回広域議会の報告を申し上げます。

令和6年第1回長生郡市広域市町村圏組合議会定例会は、去る2月1日、組合管理棟ふれあいホールにて開催されました。

会期は2月1日から19日までの19日間で、議案21件が上程されました。

初日に、令和5年度補正予算4件、条例改正11件、監査委員の選任及び教育委員の同意については全員の賛

成により可決され、令和6年度一般会計予算、火葬場・斎場事業予算、水道事業会計予算、病院事業会計予算については各委員会に付託されました。

令和6年度一般会計予算は74億7,449万7,000円、火葬場・斎場事業費予算1億8,212万3,000円、水道事業会計予算、事業収益50億3,618万、事業費用48億233万円とし、資本的収入9億9,798万6,000円、資本的支出22億6,029万4,000円を見込み、不足する額は建設改良積立金等で補填いたします。そして、病院事業会計予算は事業収益36億869万1,000円、事業費用35億9,658万1,000円、資本的収入3億6,098万4,000円、資本的支出4億7,288万4,000円であります。

各委員会は2月2日の1時30分から開催され、副管理者及び関係職員の出席を求め、慎重に審査した結果、出席委員の賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決し、2月19日の本会議にて各委員長報告がされ、原案のとおり可決されました。

詳細につきましてはお手元に配付いたしました予算書の概要を参照いただきまして、令和6年第1回長生郡市広域市町村圏組合議会定例会の報告といたします。

○議長（松野唱平君） これで長生郡市広域市町村圏組合議会議員の報告は終わりました。

これで諸般の報告を終わります。

◎施政方針

○議長（松野唱平君） 日程第5、施政方針を行います。

平野町長。

〔町長 平野貞夫君登壇〕

○町長（平野貞夫君） 本日ここに、令和6年第1回定例議会の開会に際し、令和6年度の予算案並びに議案についてのご審議をお願いするに当たりまして、所信の一端を申し上げ、議員各位並びに町民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

昨年は長年の懸案事項でありました防災拠点となる役場庁舎が完成し、防災機能の充実・強化が図られました。また、新型コロナウイルス感染症の位置づけが5類に移行され、日常生活が戻りつつある中で、原油価格の上昇に伴う物価高騰が町民の皆様の生活に大きな影響を及ぼしました。その影響を緩和するため、本町では令和4年に引き続き国の交付金を活用し、町内の商店等で利用できる地域応援券の発行や医療、福祉施設、交通事業者等への経営継続支援事業等を実施してまいりました。

9月には、台風第13号の影響により、町内に甚大な被害が発生しました。引き続き復旧・復興に全力を挙げて取り組んでまいります。

また、町づくりの総合的な指針となる長南町第5次総合計画を基軸として、主要課題である人口減少、少子高齢化に起因する様々な課題や変化をしっかりと受け止め、自立的で持続可能な町づくりを目指すとともに、引き続き住民目線で住民に寄り添った行政サービスを推進してまいります。

さて、我が国の経済情勢を見渡しますと、各種政策の効果により景気が持ち直していくことが期待されています。しかし、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクになると言われておりますので、引き続き動向を注視してまいります。

町の財政状況では、令和4年度決算から見ますと、健全な財政運営を判断する4つの指標である健全化判断比率はいずれの指標も早期健全化基準を下回っていることから、町の財政運営は健全な状態にあると言えます。また、財政構造の弾力性を表す経常収支比率は、前年度と比較しますと3.8ポイント増の81.3%で、引き続き財政の硬直化とにならないよう努めてまいります。

令和6年度一般会計につきましては、町税総額は固定資産税において償却資産におけるメガソーラー新規稼働による増収見込みがあるものの、個人住民税における定額減税の実施などにより、前年度に比較して2.2%減少し、自主財源の確保は依然として厳しい状況にあります。

事業の実施に当たっては、過疎対策事業など地方交付税の算入に有利な町債の活用や各基金からの繰入れなどによる財源措置を行い、予算総額は前年度比3.8%増となる49億9,000万円の編成といたしました。

それでは、長南町第5次総合計画に位置づけた6つの基本方針に沿いまして、各事業に係る方針を申し上げます。

初めに、「社会基盤の充実したまち」では、旧庁舎解体工事につきまして本年1月5日に完了し、現在仮設駐車場として利用しているところでございます。今後は町民の皆様や来庁者が利用しやすくなるよう、庁舎附属棟と併せて庁舎周辺整備事業を進めてまいります。

次世代の社会基盤となるデジタル化、いわゆるDXについては、デジタル庁の自治体情報システムの標準化に対応するため、デジタル基盤改革支援補助金を活用し、庁内の住民基本台帳システムをはじめとする税や介護などのシステムを国の統一的な仕様に準拠させるために、令和6年度からシステム改修作業に着手いたします。また、地域活性化起業人制度により、民間企業からデジタル人材を登用し、長南町DX推進計画を策定することでデジタル技術の普及促進を図ってまいります。

マイナンバーカードにつきまして、国が健康保険証との一体化をはじめとする各種施策を進めておりますが、便利で安心・快適な社会生活を送る上で重要な社会的基盤であることから、定期的な周知などを通じて取得率の向上を図ります。また、町におきましても、昨年3月からコンビニ等に設置されている端末機で住民票、印鑑証明、所得課税証明書がマイナンバーカードにより取得できるようになりましたが、一層各種手続について利便性が向上するような方法を模索してまいります。

次に、町道につきまして、交通安全対策を最優先に通学路の整備を促進し、その他の社会インフラにつきましては、長寿命化修繕計画等に基づき適切な維持管理に努め、住民が安心して安全な生活が送れる生活基盤の維持を図ってまいります。

また、河川につきましては、準用河川長南川において、流れを阻害する竹木の伐採等を実施し、家屋等の浸水被害防止対策に取り組んでまいります。

地籍調査事業につきましては、調査開始から11年目を迎え、計画区域の約53%の現地調査が完了し、事業計画より1年早い進捗となっておりますことから、引き続き事業の推進を図ってまいります。

地域公共交通につきましては、令和4年度に第2次となる長南町地域公共交通計画を策定し、この計画に基づき令和5年度にデマンドタクシーの運行期間等の拡充について、地域公共交通活性化協議会において検討をいたしました。その結果、交通モード体系を総合的に判断する中で、運行内容の拡充は困難との結論に至ったことから、引き続き現行の運行内容によりデマンドタクシーを運行してまいります。また、保護者負担軽減と

路線バスの維持を目的に、新たに高校生などの通学に要する路線バス定期券の購入に対する補助を1年間、試行的に実施してまいります。

重要なライフラインの一つである地上デジタル放送の受信につきましては、老朽化しておりました西地区テレビ共同受信聴視施設について、より効率的で耐久性の高い光ケーブルによる光化改修工事が完了しましたので、適切な維持管理に努めてまいります。

次に、「活力と賑わいにあふれたまち」では、地方創生、地域活性化に向けて策定した第2期長南町まち・ひと・しごと創生総合戦略の計画期間が4年目を迎えます。全国的に地方の人口減少が続く中で、コロナ禍など社会経済状況の変化に対応し、我が町の特色を生かしながら農業、商工業、観光の振興、企業誘致、人口対策、雇用創出など、活力とにぎわいにあふれた町づくりに取り組んでまいります。

まず、移住・定住促進の取組につきまして、近年普及している2拠点居住やリモートワークなど、新しい暮らし方や働き方を目指して生活拠点を求めている移住希望者の受皿を確保するため、長南町空き家バンク登録促進事業補助金により主要課題の一つである空き家の増加抑制及び有効活用を図ってまいります。また、若者定住及び三世帯同居促進奨励金制度を引き続き5年間延長し、若年層の転入促進及び流出抑制、三世帯同居世帯の増加につなげてまいります。

企業誘致につきましては、長南西部工業団地計画跡地及び空港代替地といった遊休町有地や耕作放棄地、空き地等の民有地の活用も視野に入れ、引き続き地域経済の活性化や雇用創出につながる企業の誘致に取り組んでまいります。

農林業の振興につきましては、農地・農業用施設の災害復旧工事を優先とし、国が進める食料・農業・農村基本計画やみどりの食料システム戦略の動向を注視しながら、本年も引き続き農地の集積・集約化、担い手の農地利用を促進し、生産額の増加につなげる施策を展開してまいります。

本町における地域農業の現状につきましては、農業従事者の高齢化や後継者及び担い手の不足、新型コロナウイルスの影響による米価下落、物価高騰による飼料や飼料価格の上昇など、依然として厳しい状況は続いております。このようなことから、地域内の農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標及びその目標を達成するために必要な具体的な取組について、農業委員会、県及び町などを含め、地域の方々で協議を行い、地域計画を策定し、次世代を見据えた農業の推進に努めてまいります。

林業振興対策といたしましては、森林の持つ国土保全、水源涵養等の多面的機能を守るため、森林整備施策に不可欠な地域活動を支援するため、間伐や植栽など森林整備の促進を図ってまいります。

有害獣対策につきましては、国・県の補助制度を活用した地域ぐるみの対策を推進するほか、実施隊をはじめとした捕獲従事者と共に、機材及び配置の増強を行いながら積極的に捕獲を行ってまいります。

多面的機能支払につきましては、各地区での共同作業が定着し、様々な面での波及効果をもたらしておりますので、引き続き導入地区の拡大を図ってまいります。

商工業の振興につきましては、商店等への事業継続支援など、地域に寄り添った伴走型の支援活動を実施し、引き続き経営改善指導や資金融資に対する利子補給を行い、町全体の商工業活性化を支援してまいります。

観光分野につきましては、広域的な観点から、県、観光連盟、各協議会等と連携し、広域観光ルートの設定やインバウンドの取組を行うなど、新たな地域の魅力を発信してまいります。

農産物直売所につきましては、地場産業の育成、農業、商業、観光業の振興とともに、高齢化が進む本町における町民の日常生活の維持、生活利便性向上等の観点から、早期に事業着手できるよう取り組んでまいります。

次に、「自然と調和した暮らしやすいまち」では、本町が守り続けてきた豊かな自然環境は長南町固有の資源であり、重要な財産です。この財産を未来に向けて絶やすことなく、貴重な地域資源として有効活用を図ることがSDGsの推進や脱炭素社会の実現の根本とも言えます。

ガス事業では、近年人口減少に伴う販売量の減少やエネルギー価格が高騰していることから、「安全と安心を最優先」をテーマに、安定供給を将来にわたり継続できるよう、本年度にガス料金の値上げをお願いすることとしました。今後もより安全で快適な生活環境の維持に努めてまいります。また、今後は長南・睦沢ガス供給所の建て替えなど、ガス施設の維持管理をはじめとする中長期的な視点に立った計画的な経営基盤の強化に取り組んでまいります。

豊かな自然環境の保全につきましては、生活雑排水の適正な放流のため、合併処理浄化槽の設置に対して支援を行うほか、農業集落排水施設の適切な維持管理など、きれいな水環境の維持に努めてまいります。

循環型社会の推進につきましては、脱炭素化促進事業として、家庭用蓄電池システムと電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車の購入に対して支援を行ってまいります。また、温室効果ガス削減に向けた取組として、昨年度に引き続きわが家のエコ電補助金として、ご家庭における照明器具等のLED化について支援を行ってまいります。

次に、「だれもが健康で元気に暮らせるまち」では、福祉の分野では、少子高齢化や核家族化の進展に伴い、行政に求める姿勢も多様化しております。こうした問題を解決するためにも、民間事業者との連携を図り、自助、互助、共助、公助のバランスの取れた福祉の町づくりが求められていると考えております。

まず、児童福祉の分野では、保育所、幼稚園の利用料無償化を引き続き行い、子育て世帯の経済的な負担軽減を図るなど、子育てのしやすいまちとなるよう努めてまいります。

障害者、障害児の福祉につきましては、第7期障がい福祉計画、第3期障がい児福祉計画の両計画に基づき、それぞれの人格や個性を尊重した福祉サービスの提供を行うための施策、体制づくりを図ってまいります。

高齢者福祉につきましては、第9期となる新計画の下、できる限り住み慣れた地域で介護サービスを受けられるよう、各種サービスの充実かつ安定的な事業運営に努めてまいります。

また、介護予防事業のほか、健康寿命を延ばすことを目的とした認知症予防施策を推進するため、町の認知症サポート医を中心とした予防事業や、地域住民や事業者との協働によるコミュニケーションの場の提供などを包括支援センターを中心に進めてまいります。

さらに、町社会協議会を通して、独居高齢者への給食サービスや買物支援などの高齢者福祉事業を実施するとともに、きめ細かい福祉の充実を図るため、社会福祉協議会の活動を支援してまいります。

保健事業では、健康増進を総合的に推進し、町民の皆様が健康で元気に暮らせる町づくりに取り組んでまいります。町の医療費は依然として高水準で推移し、生活習慣病保有率も高い数値を示しております。食生活の改善、運動教室や健康講座を継続するなど予防活動を推進するとともに、新たに高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業を開始いたします。

健（検）診関係では、病気を早期発見し、早期治療につなげることを目的に、特定健診、後期健診、人間ドック、各種がん検診を実施してまいります。また、DXを活用し、受診率の向上を図るとともに、受診後の保健指導、健康相談業務を行ってまいります。

任意予防接種では、おたふく風邪ワクチン、毎年流行するインフルエンザ予防のため、乳幼児から中学生までワクチン接種の一部助成を継続し、新たに50歳以上を対象とした帯状疱疹ワクチンの接種費用の一部助成を開始いたします。

母子保健では、妊娠期から出産・子育て期にわたるまで、様々なニーズに即したきめ細やかな相談支援の充実を図るとともに、高校生までの医療費無料化、出産・子育て応援交付金など経済的支援を継続し、より安心して子育てをできる環境づくりに努めてまいります。

「豊かな心を育み生きる力を学べるまち」では、長南町教育振興基本計画の基本理念である「人とつながり地域とつながり 次世代へつなげる」長南の教育を引き続き推進してまいります。

学校教育につきましては、学校、家庭、地域、行政が連携・協力して子供たちの生きる力を育み、一人一人がふるさとを誇り、共に学び生きるまちを目指すとともに、施設等の改修についても検討してまいります。

生涯学習につきましては、町民の学習ニーズに応える質の高い学習機会を提供し、誰もが生涯にわたって楽しく学び続けることのできる環境整備を検討してまいります。また、文化財や伝統文化の保護、伝承に努めるとともに、各種団体との連携を図りながら、文化活動やスポーツ・レクリエーション活動の振興に努めてまいります。

公民館の建て替えに伴う複合施設の整備については、教育、福祉、コミュニティーなどの機能を備えた町づくりの拠点施設として早期に事業着手できるよう取り組んでまいります。

旧長南小学校校庭に整備いたしましたスケートパーク長南については、本年度から指定管理者制度を導入し、民間企業が持つノウハウを最大限活用し、多様化するニーズへの対応、青少年の健全育成やスポーツ振興に合わせて効率的な施設管理に努めてまいります。

学校給食につきましては、引き続き給食費の無償化に取り組み、保護者の教育費負担の軽減を図るとともに、安全・安心な給食を安定的かつ継続的に提供してまいります。

「安心・安全に暮らせる町民との協働によるまち」では、災害に強い町づくりを推進するため、防災基本条例及び国土強靱化地域合同計画に基づき、町民の生命、財産などの安心・安全に努めてまいります。

災害時における地域防災の要となる自主防災組織については、地域住民の協力を得ながら組織の設立促進を図ってまいります。また、防犯カメラ設置に関する補助を創設し、安心に暮らせるまちの推進に努めてまいります。

令和6年度は、長南町が誕生し、70周年を迎える節目の記念すべき年であります。70周年記念事業として、町民の皆様をはじめ関係者の協力をいただきながら、工夫を凝らしたイベントにより、皆様と共に長南町を盛り上げ、活気とにぎわいを取り戻すべく取り組んでまいります。

協働の推進では、町民の団体等が主体的に取り組む地域活性化事業や町のPR事業に対し、まちづくり町民提案事業補助金による支援を行い、長南町をよりよいまちにしたいと願う町民の皆様と町が互いに連携協力ができる関係づくりを推進してまいります。

最後に、長南町の町づくり全般につきまして、5年後、10年後の町づくりのイメージを分かりやすく示し、町民と行政の協働による町づくりをより一層推進するため、長南町第5次総合計画に基づくまちづくり計画図の作成を鋭意進めているところであります。完成しましたら、長南町の将来のイメージを町民の皆様と共有しながら、協働による町づくりをさらに推し進め、ふるさと長南の再生に全力を尽くしてまいります。

以上、令和6年度を迎えるに当たり、町政に関する私の施政を述べさせていただきました。何とぞよろしくお願いいたします。

○議長（松野唱平君） これで施政方針は終わりました。

ここで暫時休憩とします。再開は午前10時からを予定しております。

(午前 9時44分)

○議長（松野唱平君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時00分)

◎承認第1号、議案第1号～議案第23号の上程、説明

○議長（松野唱平君） 日程第6、承認第1号 専決処分の承認を求めることについてから日程第29、議案第23号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてまでを一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

平野町長。

[町長 平野貞夫君登壇]

○町長（平野貞夫君） 承認第1号から議案第23号まで、一括して提案理由を申し上げます。

初めに、承認第1号 専決処分の承認を求めることについてでございますが、本案は地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正が3月1日から施行されることに伴い、長南町手数料条例について所要の規定の整備を早急に行う必要があったことから、急施を要するものと認め、本年1月31日に専決処分をいたしましたので、議会の承認を求めようとするものでございます。

次に、議案第1号 長南町企業版ふるさと納税地方創生基金条例の制定についてでございますが、本案は地域再生法第5条第4項第2号に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業の推進を図るため、新たに長南町企業版ふるさと納税地方創生基金条例を制定しようとするものでございます。

次に、議案第2号 長南町ふるさと創生基金条例の制定についてでございますが、本案は本町を応援するために寄附を頂いているふるさと納税の受皿として、新たに長南町ふるさと創生基金条例を制定しようとするものでございます。

次に、議案第3号 長南町附属機関設置条例及び特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、本案は農業経営基盤強化促進法の一部改正に伴い、「人・農地プラン」が「地域計画」に名称を変えて法定化されたことに伴い、附属機関としての「人・農地プラン」検討委員会を廃止するとともに、長南町構造政策推進会議の所掌事務に「地域計画」に係る所掌事務を加えるため、関係条例の一部を改正しようとするものでございます。

次に、議案第4号 長南町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、本案は地方自治法の一部改正に伴い、会計年度任用職員が勤勉手当の支給対象となることから、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

次に、議案第5号 長南町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、本案はデジタル庁による一括見直しプランに基づき、子ども・子育て支援法の規定に基づく基準府令の一部が改正されたことに伴い、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

次に、議案第6号 長南町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、本案は第9期介護保険事業計画に基づき、令和6年度から令和8年度までの介護保険料基準額を年額6万4,800円とし、さらに保険料の区分を9段階から13段階に改めるため、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

次に、議案第7号 長南町若者定住及び三世帯同居促進条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、本案は引き続き若者の定住及び三世帯同居の促進等を図るため、同制度を5年間延長しようとするものでございます。

次に、議案第8号 長南町ガス供給条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、本案は人口減少に加え省エネ化の定着、近年の急激な社会情勢等の変化に伴う事業運営、維持管理費用の高騰により事業経営が厳しくなってきたことから、ガス料金を引き上げる料金改定を行なうため、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

次に、議案第9号 長南町公の施設の指定管理者の指定についてでございますが、海洋センターにつきましては令和3年度から指定管理者制度を導入し、施設の有効活用を図ってまいりました。このたび第2期として令和6年4月1日からの5年間、株式会社千葉ワコーを指定管理者として指定いたしたく、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第10号 長南町公の施設の指定管理者の指定についてでございますが、スケートパーク長南につきましては、民間のノウハウを生かした施設として有効活用を図るため、令和6年4月1日から5年間、一般社団法人おかせり集学校を指定管理者として指定いたしたく、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第11号 令和5年度長南町一般会計補正予算（第7号）についてでございますが、本補正予算は事務事業の執行に係る精算及び人件費の減額並びに災害復旧費、基金への積立金などを追加するもので、歳入歳出予算それぞれに2億7,371万円を追加し、予算の総額を61億5,460万1,000円にしようとするものでございます。

次に、議案第12号 令和5年度長南町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）でございますが、本補正予算は決算を見込む中で歳入歳出それぞれに323万1,000円を減額し、予算の総額を11億2,576万9,000円にしようとするものでございます。

次に、議案第13号 令和5年度長南町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてでございますが、本補正予算は決算を見込む中で歳入歳出それぞれに2,914万9,000円を追加し、予算の総額を11億3,180万円にしようとするものでございます。

次に、議案第14号 令和5年度長南町笠森霊園事業特別会計補正予算（第1号）についてでございますが、本補正予算は決算を見込む中で歳入歳出それぞれに99万7,000円を追加し、予算の総額を7,089万7,000円にしようとするものでございます。

次に、議案第15号 令和5年度長南町ガス事業会計補正予算（第1号）についてでございますが、本補正予算は決算を見込む中でそれぞれの経費の補正をしようとするものでございます。

次に、議案第16号 令和6年度長南町一般会計予算についてでございますが、本予算につきましては、冒頭述べました施政方針に基づく事務事業に要する経費でございまして、厳しい財政状況の中でございますが、各基金からの繰入れ、地方債の借入れなどによる財源確保により予算編成をさせていただきました。予算の総額は前年度に比較し3.8%、1億8,100万円増の49億9,000万円とするものでございます。

次に、議案第17号 令和6年度長南町国民健康保険特別会計予算についてでございますが、本予算は安定的な保険財政運営を実施していくための予算編成を行い、予算総額は前年度比0.1%、100万円減の11億2,800万円とするものでございます。

次に、議案第18号 令和6年度長南町後期高齢者医療特別会計予算についてでございますが、本予算は千葉県後期高齢者医療広域連合議会において令和6年度の特別会計予算が可決されたことから、これに基づくもので、予算総額は前年度比6.6%、960万円増の1億5,470万円とするものでございます。

次に、議案第19号 令和6年度長南町介護保険特別会計予算についてでございますが、本予算は第9期介護保険事業計画との整合性を図り、介護サービス給付費及び地域支援事業費の増を見込み、予算の総額を前年度比2.0%増の10億9,700万円とするものでございます。

次に、議案第20号 令和6年度長南町笠森霊園事業特別会計予算についてでございますが、本予算は安定的な施設維持管理運営を実施していくための予算編成を行い、予算総額は前年度比3.0%、210万円増の7,200万円とするものでございます。

次に、議案第21号 令和6年度長南町農業集落排水事業会計予算についてでございますが、本予算は本年度から企業会計へ移行することとなります。令和6年度の接続件数を909件、年間有収水量を26万3,000立方メートルとするもので、収益的収入及び支出それぞれ2億5,931万6,000円を、資本的収入で1億4,927万2,000円、資本的支出で1億5,143万8,000円をそれぞれ計上するものでございます。

次に、議案第22号 令和6年度長南町ガス事業会計予算についてでございますが、本予算は令和6年度の供給戸数を4,590戸、年間供給量を846万立方メートルとするもので、製品売上等の収益的収支によります純利益は1,273万8,000円と見込み計上するものでございます。

最後に、議案第23号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてでございますが、本案は現委員の富澤勝彦氏の任期が本年6月30日をもって満了となることから、新たに高山稔治氏を人権擁護委員の候補者として推薦いたしたく、議会の意見を求めるものでございます。なお、富澤氏におかれましては、3期9年にわたりご尽力をいただきましたことを心から感謝を申し上げる次第でございます。

以上が本定例議会に提案しております承認1件及び23議案の概要でございます。

詳細につきましてはそれぞれ担当課長から説明させていただきますので、よろしくご審議を賜り、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（松野唱平君） これで提案理由の説明は終わりました。

次に、承認第1号の内容の説明を求めます。

江澤税務住民課長。

〔税務住民課長 江澤卓哉君登壇〕

○税務住民課長（江澤卓哉君） それでは、承認第1号 専決処分の承認を求めることについての内容の説明を申し上げます。

議案書の1ページをお開き願います。

承認第1号 専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求める。

令和6年2月29日提出、長南町長、平野貞夫。

2ページをお願いいたします。

専決処分書でございます。

長南町手数料条例の一部を改正する条例を制定することについて、地方自治法第179条第1項の規定に基づき急施を要するものと認め専決処分する。

令和6年1月31日、長南町長、平野貞夫。

3ページをお願いいたします。

長南町手数料条例の一部を改正する条例となります。

以降、7ページまでが条例内容でございます。

改正の内容につきましては参考資料によりご説明させていただきますので、参考資料の1ページをお開き願います。

まず、1、改正の趣旨でございますが、戸籍法の一部を改正する法律の施行に伴い、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令について、新たに開始されるサービスの手数料に関する規定が追加されたことに伴い、この内容を定めるため町手数料条例の改正が必要となったものですが、施行までの周知及び準備期間を踏まえた中で早急に改正する必要性が生じたことから、専決処分をさせていただいたものでございます。

新たに開始されるサービスについては、以下のとおり3点ございますが、その内容につきましては15ページをお開き願います。

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の改正に係る資料に基づき説明させていただきます。

1点目は、戸籍謄本等の広域交付でございます。現状、戸籍謄本等はそれぞれの本拠地の市区町村役場で取り寄せる必要がありますが、改正後は最寄りの市区町村役場の窓口で請求が可能となります。

2点目は、戸籍（除籍）電子証明書提供用識別符号の発行でございます。戸籍（除籍）電子証明書提供用識別符号とは、戸籍または除籍を電子的な戸籍記録事項の証明情報である電子証明書として確認を行うために用いるパスワードのことです。図にありますとおり、識別符号の取得により、行政機関へ紙での戸籍等の提出を省略することができるようになるものです。ただし、法務省からの情報では、行政手続において識別符号を用

いた電子証明書の確認事務が可能となるのは、令和6年度末になる予定とのことです。

3点目は、届書等情報内容証明書の交付等でございます。戸籍の届出の画像を電子化し届書等情報として作成できることに伴い、証明書の交付及び閲覧が可能なものとして同情報の規定を追加するものです。

お手数ですが、1ページにお戻りください。

次に、2、改正の内容でございますが、1点目は戸籍謄本等の広域交付に伴い、根拠規定である戸籍法第120条の2第1項を追記し、「磁気ディスクをもって調製された戸籍及び除籍に係る書面」という表記を手数料の標準に関する政令の一部改正に合わせ、「戸籍証明書及び除籍証明書」に改め、広域交付に係る手数料は戸籍謄本等の交付手数料と同額、1通につき戸籍は450円、除籍は750円とするものです。

2点目は、電子証明書提供用識別符号に係る発行手数料の規定を追加するもので、戸籍に係る発行手数料の額は1件につき400円、除籍に係る発行手数料の額は1件につき700円とするものでございます。なお、マイナポータルを利用する場合及び戸籍証明書等と同時に取得する場合は無料とするものです。

3点目は、届書等情報内容証明書の交付及び閲覧に係る規定を追加するもので、手数料の額は届書その他の書類の記載事項証明書等の交付及び閲覧と同額で、交付は1通につき350円、閲覧は1件につき350円とするものです。

施行期日につきましては令和6年3月1日とし、これは手数料の標準に関する政令の一部改正の施行日と同日とするものです。

また、次の2ページからは新旧対照表となりますが、左欄、改正案の名称、1、戸籍の謄抄本交付手数料又は戸籍証明書交付手数料から、7ページの8、戸籍閲覧手数料までが今回の手数料の標準に関する政令の一部改正に関する改正箇所となっております。

8ページの9、印鑑登録証再交付手数料以降の項目については、新規項目の追加に伴い、2項ずつ項目番号の繰下げのみの改正となります。

以上、大変雑駁な説明でございますが、承認第1号 専決処分の承認を求めることについての内容の説明とさせていただきます。ご審議賜りましてご承認くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（松野唱平君） これで承認第1号の内容の説明は終わりました。

次に、議案第1号、議案第2号の内容の説明を求めます。

河野企画財政課長。

〔企画財政課長 河野 勉君登壇〕

○企画財政課長（河野 勉君） それでは、議案第1号 長南町企業版ふるさと納税地方創生基金条例の制定につきましてご説明申し上げます。

お手元の議案書8ページをお開きいただきたいと存じます。

議案第1号 長南町企業版ふるさと納税地方創生基金条例の制定について。

長南町企業版ふるさと納税地方創生基金条例を次のように制定する。

令和6年2月29日提出、長南町長、平野貞夫。

説明に当たりましては、議案書及び参考資料を中心に説明をさせていただきます。

議案書の8ページ及び参考資料の16ページをお開きいただきたいと存じます。

参考資料、1の制定の趣旨でございますが、地域再生法第5条第4項第2号に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業の推進を図るため、長南町企業版ふるさと納税地方創生基金を設置するため、新たに条例を制定するものです。

企業版ふるさと納税の概要ですが、国が認定をしました地方公共団体の地方創生プロジェクト、本町の場合は令和3年度に策定をされました第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略に記載のある事業に対して企業が寄附を行った場合、法人関係税から最大で寄附額の9割が軽減をされます。

次に、2の制定の内容でございますが、第1条に設置として、地方自治法第241条第1項の規定に基づき、地域再生法第5条第4項第2号に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業の推進を図るため、長南町企業版ふるさと納税地方創生基金を設置することを定めております。

第2条に積立てとしまして、基金として積み立てる額は一般会計歳入歳出予算に定める額とし、第3条に管理として、基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

第2項としまして、基金に属する現金は、必要に応じ最も確実かつ有利な有価証券に変えることができるとし、第6条に処分として、第1条に定める目的を達成するために必要な経費の財源に充てる場合に限り、処分することができるとしております。

次に、施行の日は公布の日からとさせていただきます。

続きまして、議案第2号 長南町ふるさと創生基金条例の制定につきましてご説明申し上げます。

お手元の議案書10ページをお開きいただきたいと存じます。

議案第2号 長南町ふるさと創生基金条例の制定について。

長南町ふるさと創生基金条例を次のように制定する。

令和6年2月29日提出、長南町長、平野貞夫。

説明に当たりましては、議案書及び参考資料を中心に説明をさせていただきます。

議案書の10ページ及び参考資料の17ページをお開きいただきたいと存じます。

参考資料、1の制定の趣旨でございますが、本町を応援するため寄附を頂いているふるさと納税の受皿として長南町ふるさと創生基金を設置し、ふるさと納税寄附金及び基金を活用した事業をより明確化するため、新たに条例を制定するものです。

従前のふるさと納税の取扱いは、一度財政調整基金へ積み立てた後、寄附者の使途の希望に沿った事業へ充当しておりましたが、今回企業版ふるさと納税地方創生基金条例の制定に合わせて、改めてふるさと納税の使途をより明確にするため、本条例を制定させていただきます。

次に、2の制定の内容でございますが、第1条に設置として、本町の持つ特性を生かした住みよい豊かなふるさと創生を推進するため、長南町ふるさと創生基金を設置することを定めております。

第2条に積立てとして、基金として積み立てる額は一般会計歳入歳出予算に定める額とし、第3条に管理として、基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

第2項として、基金に属する現金は必要に応じ最も確実かつ有利な有価証券に代えることができるとし、第6条に処分としまして、総合計画の基本方針に掲げております6本の柱に加えまして、第1条に定める目的を

達成するために、必要な事業を加えました7項目をふるさと納税の寄附の使途に応じた処分項目としております。

次に、施行の日は公布の日からとさせていただきます。

以上、大変雑駁な説明でございましたが、議案第1号 長南町企業版ふるさと納税地方創生基金条例の制定及び議案第2号 長南町ふるさと創生基金条例の制定につきましての説明とさせていただきます。ご審議いただきまして、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（松野唱平君） これで議案第1号、議案第2号の内容の説明は終わりました。

次に、議案第3号の内容の説明を求めます。

石川産業振興課長。

〔産業振興課長 石川和良君登壇〕

○産業振興課長（石川和良君） それでは、議案第3号について説明を申し上げます。

議案書13ページをお開きください。

議案第3号 長南町附属機関設置条例及び特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

長南町附属機関設置条例及び特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和6年2月29日提出、長南町長、平野貞夫。

参考資料の19ページをご覧ください。

まず、改正の趣旨でございますが、農業経営基盤強化促進法の一部改正により、「人・農地プラン」が「地域計画」へと名称が変わり、法定化されたことに伴い、町附属機関を整理統合し合理化を図るため、長南町「人・農地プラン」検討委員会を廃止し、長南町構造政策推進会議の所掌事務の中へ「地域計画」に関する所掌事務を加えるため、関係条例の一部を改正するものでございます。

次に、改正の内容でございますが、参考資料21ページ、新旧対照表をご覧ください。

第1条、長南町附属機関設置条例の一部改正でございます。別表第1中、現行では長南町「人・農地プラン」検討委員会において、「地域農業の将来の在り方を記載した「人・農地プラン」の原案について調査審議すること」と定めておりますが、町「人・農地プラン」検討委員会の委員9人中8人が長南町構造政策推進会議の委員と重複していることから、長南町「人・農地プラン」検討委員会は廃止し、長南町構造政策推進会議の所掌事務（8）を「地域農業の将来の在り方を記載した「地域計画」の原案に関すること」とし、（9）を「その他地域農業の発展に関すること」と改めるものでございます。

参考資料23ページをご覧ください。

第2条、特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正でございます。

別表第1中、「人・農地プラン」検討委員会委員長、日額5,700円、「人・農地プラン」検討委員会委員、日額5,200円を廃止に伴い削るものでございます。

参考資料27ページをご覧ください。

第3条、特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正でございます。

別表第2中、「人・農地プラン」検討委員会委員長」「人・農地プラン」検討委員会委員」を廃止に伴い削るものでございます。

附則といたしまして、この条例は令和6年4月1日から施行するものでございます。

大変雑駁な説明でございますが、以上で議案第3号 長南町附属機関設置条例及び特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わらせていただきます。ご審議を賜り、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（松野唱平君） これで議案第3号の内容の説明は終わりました。

次に、議案第4号の内容の説明を求めます。

仁茂田総務課長。

〔総務課長 仁茂田宏子君登壇〕

○総務課長（仁茂田宏子君） それでは、議案第4号のご説明を申し上げます。

お手元の議案書17ページをお開きいただきたいと存じます。

議案第4号 長南町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

長南町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和6年2月29日提出、長南町長、平野貞夫。

それでは、議案書18ページ、また参考資料31ページを併せてご覧いただきたいと存じます。

初めに、改正の趣旨でございますが、地方自治法の一部を改正する法律が令和5年に公布されたことに伴い、会計年度任用職員に対して勤勉手当が支給の対象となることにより改正をさせていただくものでございます。

次に、改正の内容でございますが、参考資料32ページを併せてご覧いただきたいと存じます。

第3条では、会計年度任用職員の給与の定義に勤勉手当を追加させていただくものでございます。

第16条の2では、任期の定めが6か月以上のフルタイム会計年度任用職員に勤勉手当の支給要件を追加させていただき、令和6年度以降の6月期に1.025月分を、12月期に1.025月分を支給させていただくものでございます。

第26条の2では、任期の定めが6か月以上のパートタイム会計年度任用職員に勤勉手当の支給要件を追加させていただき、令和6年度以降の6月期に1.025月分を、12月期に1.025月分を支給させていただくものでございます。

施行期日は令和6年4月1日でございます。

以上、大変雑駁でございますが、議案第4号の内容の説明とさせていただきます。ご審議をいただき、ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（松野唱平君） これで議案第4号の内容の説明は終わりました。

次に、議案第5号、議案第6号の内容の説明を求めます。

長谷福祉課長。

〔福祉課長 長谷英樹君登壇〕

○福祉課長（長谷英樹君） それでは、議案第5号の内容についてご説明させていただきます。

議案書19ページをお開きください。

議案第5号 長南町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について。

長南町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和6年2月29日提出、長南町長、平野貞夫。

それでは、議案書の20ページをお願いいたします。また、参考資料の34ページを併せてご覧いただきたいと存じます。

1の改正の趣旨でございますが、デジタル庁によるデジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン及びデジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表に基づき、現行法上のフロッピーディスク等の特定の記録媒体での提出等を求める規定について、新たな情報通信技術の導入、活用に円滑に対応できるよう見直しがされたことに伴い、本条例で参酌している基準府令である特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施策等の運営に関する基準の一部が改正されたことから、この基準府令に準じ、本条例の一部を改正するものでございます。

改正の内容でございますが、第23条の改正につきましては、見出しの「掲示」を「掲示等」に改め、同条中の掲示をしなければならない旨の規定を施設の重要事項の書面掲示の義務づけを見直し、書面掲示に加え、インターネットを利用して公衆の閲覧に供しなければならないとする旨の規定に改めるものでございます。

第53条第2項第2号の改正につきましては、磁気ディスク及びシー・ディー・ROM等の使用による記録の交付を定めた規定について、技術の中立性を明らかにする観点から、媒体の種類を示さない形の「電磁的記録媒体」に改めるものでございます。

その他といたしまして、第36条の改正でございますが、基準府令の改正の中で、既存の規定の不備を補正する改正も同時に行われたことに伴い、基準府令に準じ改正するものでございます。

施行期日につきましては公布の日からとするものでございますが、第23条の改正規定につきましては、基準府令の施行期日に合わせ、令和6年4月1日からとするものでございます。

参考資料36ページから38ページにつきましては新旧対照表となっておりますので、後ほどご覧いただきたいと存じます。

続きまして、議案第6号 長南町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてご説明させていただきます。

議案書の21ページをお開きください。

議案第6号 長南町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について。

長南町介護保険条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和6年2月29日提出、長南町長、平野貞夫。

それでは、議案書の22ページをお願いいたします。また、参考資料の39ページを併せてご覧いただきたいと存じます。

まず、改正の趣旨でございますが、介護保険制度におきましては3年に1度、介護保険事業計画を見直すこ

ととなっており、令和6年度は第9期介護保険事業計画の初年度となります。

この第9期の計画では、団塊の世代が75歳以上となる2025年が近づく中で、さらにその先にある団塊ジュニア世代が65歳以上となる2040年を見据え、地域の実情に応じた高齢者の福祉サービスや介護給付等のサービスを提供する体制の確保及び地域支援事業の実施が計画的に図られるようにすることを目的として策定したものとなりますが、この第9期計画に基づき介護保険料及び低所得者に対する減額保険料率を改正するため、本条例の一部を改正するものでございます。

改正の内容でございますが、介護保険制度の持続可能性を確保する観点から、今後の介護給付額の増加を見据え、低所得者の保険料上昇の抑制を図るため、第9期の計画期間である令和6年度から令和8年度までの介護保険料基準額を年額6万4,800円とし、さらに第1号被保険者の保険料区分を9段階から13段階に多段階化し、第1段階から第3段階までに係る割合を引き下げるとともに、今回新設する第10段階から第13段階までに係る割合を現行の第9段階の割合より高く設定するよう改めるものでございます。

また、第2条第2項の規定に定めている低所得者に係る減額賦課基準を引き下げるものでございます。

参考資料の40ページをお願いいたします。

こちらは所得段階別保険料額の新旧対照表となります。

先ほどご説明させていただいた現行（第8期）の9段階を13段階に多段階化したもので、各段階の基準額に対する割合と年額の保険料額を記載したものでございます。また、各段階の合計所得金額の範囲につきましては、介護保険法施行令の一部を改正する政令及び介護保険法施行規則等の一部を改正する省令に基づき、令和6年4月1日から適用となる合計所得金額の範囲となっております。

第2条第1項の改正につきましては、「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、第1段階の年額の保険料額「3万2,400円」を「2万9,480円」に、第2段階につきましては「4万8,600円」を「4万4,390円」に、第3段階につきましては「4万8,600円」を「4万4,710円」に改め、第4段階から第9段階までは変更ございませんが、新たに第10段階から13段階を加え、第10段階として「12万3,120円」を、第11段階として「13万6,080円」を、第12段階として「14万9,040円」を第13段階として「15万5,520円」に新たに加えるものでございます。

また、第2条第2項から第4項の改正につきましては、低所得者の保険料の減額賦課基準を改めるもので、第1段階から第3段階については表の括弧内の保険料額にそれぞれ読み替えて適用するものでございます。

第1段階につきましては括弧内数値の「1万8,470円」に、第2段階につきましては「3万1,430円」に、第3段階につきましては「4万4,390円」にそれぞれ読み替えて適用しようとするものでございます。

また、第4条第3項の改正につきましては、法改正に合わせ、適用条文を改正させていただくものでございます。

施行期日につきましては令和6年4月1日から施行するものでございますが、改正後の第2条の規定は令和6年度分の保険料から適用し、令和5年度以前の保険料については、なお従前のおりとするものでございます。

参考資料41ページから43ページは新旧対照表となっておりますので、後ほどご覧いただきたいと存じます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、議案第5号 長南町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業

の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について及び議案第6号 長南町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についての内容の説明とさせていただきます。ご審議いただきまして、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（松野唱平君） これで議案第5号、議案第6号までの内容の説明は終わりました。

次に、議案第7号の内容の説明を求めます。

河野企画財政課長。

〔企画財政課長 河野 勉君登壇〕

○企画財政課長（河野 勉君） それでは、議案第7号 長南町若者定住及び三世代同居促進条例の一部を改正する条例の制定につきましてご説明申し上げます。

お手元の議案書23ページをお開きいただきたいと存じます。

議案第7号 長南町若者定住及び三世代同居促進条例の一部を改正する条例の制定について。

長南町若者定住及び三世代同居促進条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和6年2月29日提出、長南町長、平野貞夫。

説明に当たりましては、議案書及び参考資料を中心に説明をさせていただきます。

議案書の23ページ及び参考資料の44ページをお開きいただきたいと存じます。

参考資料、1の改正の趣旨でございますが、町に住宅を取得し、当該住宅に定住する者に対し、住宅奨励金を交付することにより、町の定住人口の増加を図ることを目的とした本条例の効果が大きいこと、及び昨年高齢者の独居世帯抑制のため三世代同居を新たに加えたことから、引き続き5年間延長するため、条例の一部を改正するものです。

次に、2の改正の内容でございますが、第1条中、住宅の取得期間を令和6年4月1日から令和11年3月31日までとし、期間を5年間延長させていただくものです。

次に、施行の日は令和6年4月1日からとさせていただきます。

また、45ページは新旧対照表となりますので、後ほどご覧いただきたいと存じます。

以上、大変雑駁な説明でございましたが、議案第7号 長南町若者定住及び三世代同居促進条例の一部を改正する条例の制定につきましての説明とさせていただきます。ご審議いただきまして、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（松野唱平君） これで議案第7号の内容の説明は終わりました。

次に、議案第8号の内容の説明を求めます。

佐久間副町長（ガス課長事務取扱）。

〔副町長（ガス課長事務取扱） 佐久間静夫君登壇〕

○副町長（ガス課長事務取扱）（佐久間静夫君） 議案第8号 長南町ガス供給条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

議案書25ページをお開きください。

議案第8号 長南町ガス供給条例の一部を改正する条例の制定について。

長南町ガス供給条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和6年2月29日提出、長南町長、平野貞夫。

参考資料の46ページをお開きください。

長南町ガス供給条例の一部を次のように改正するものでございます。

初めに、1、改正の趣旨でございますが、ガス料金につきましては、経営努力により安価な料金を維持して今日まで運営してまいりましたが、人口減少に加え省エネ化の定着、近年の急激な社会情勢の変化に伴う事業運営費用、維持管理費用の高騰により、令和4年度決算では純損失となりました。ここ3年間での長南町、睦沢町の人口は合わせて約740人の減となり、省エネ化、地球温暖化と併せ、売上げは減少を続けております。

また、近年の急激な社会情勢の変化に伴う事業運営費用、維持管理費用の高騰により、原ガスの仕入れを行っている2社のうち1社より値上げの要請があり、検診料金につきましても本年10月からの値上げ要請があり、人件費等の高騰を受け、両社の値上げは避けられない状況でございます。

また、ガス施設・設備の老朽化は顕著であり、長南供給所及び睦沢供給所の建て替え、機械及び装置の入替え等が必要となっております。

災害等への迅速な対応及び地方公営企業の責務として、ライフラインの維持と安定供給を将来にわたり継続するため、料金改定をお願いするものでございます。

続きまして、2、改正の内容でございますが、参考資料47ページから48ページをご覧ください。

新旧対照表となりますが、右側が現行、左側が改正案となります。

別表第2、第3項の料金表A、第4項の料金表B、第5項の料金表Cについて改正するものでございます。

料金表Aは月25立方メートルまでの料金、料金表Bは25立方メートルを超え250立方メートルまでの料金、料金表Cは250立方メートルを超える使用があった際の料金でございます。

今回の改正につきましては、基本料金は一律税抜き300円、従量料金は一律税抜き11.44円の値上げを行うものでございます。標準家庭での平均値であります一月の使用料50立方メートルにて換算いたしますと、基本料金737円、従量料金4,926円、合計税込みで5,663円となり、959円の値上げとなります。

議案書26ページをお開きください。

下段の附則になりますが、施行期日は令和6年10月1日でございます。

経過措置といたしまして、長南町ガス供給条例第22条及び第23条の規定にかかわらず、施行日前から継続して供給しているガスの使用で、令和6年10月1日から令和6年10月31日までの間に料金の支払いを受ける権利が確定されたものについては、なお従前の例によるとしております。これは10月検針分につきましては9月20日頃からの使用料が含まれるため、実際には11月検針分の使用料から適用するものでございます。

以上、長南町ガス供給条例の一部を改正する条例の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜り、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（松野唱平君） これで議案第8号の内容の説明は終わりました。

ここで暫時休憩とします。再開は午前11時15分からは予定しております。

(午前11時01分)

○議長（松野唱平君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（松野唱平君） 次に、議案第9号、議案第10号の内容の説明を求めます。

三十尾教育課長。

〔教育課長 三十尾成弘君登壇〕

○教育課長（三十尾成弘君） それでは、議案第9号及び第10号について説明を申し上げます。

まず、議案書28ページをご覧ください。

議案第9号 長南町公の施設の指定管理者の指定について（海洋センター）。

次のとおり長南町公の施設の指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和6年2月29日提出、長南町長、平野貞夫。

1つ目として、指定する団体でございますが、千葉県長生郡睦沢町下之郷1897番地、株式会社千葉ワコー代表取締役、小高勇。

2点目の対象の施設でございますが、長南町スポーツ施設の設置・管理及び運営に関する条例第2条に定める施設のうち、美原台テニスコートを除く6施設。体育館や陸上競技場、野球場などとなります。

3点目の指定期間につきましては、令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5か年間といたしました。参考資料の49ページをご覧くださいと思います。

1、選定の経緯でございますが、海洋センターが管理いたしますスポーツ施設につきましては、令和3年4月1日から指定管理者制度を導入しておりますが、本年3月31日をもって指定期間満了となることから、第2期といたしまして、同制度によります施設運用の継続を図るため、4月1日以降の指定管理者を公募し、選定をいたしました。

2点目の指定管理者の概要でございますが、まず、指定管理者が行う主な業務といたしましては、ここに掲げました使用受付及び使用許可から自主事業までの8項目となります。

2といたしまして、使用料につきましては、指定管理者が収受した使用料は町会計に収納することといたしております。

3点目の協定につきましては、指定管理者への業務の委任につきましては、行政処分でございます。ご可決いただいた場合、教育委員会と指定管理者の間で協定を締結することとなります。協定につきましては、施設の管理に関して、指定期間全体にわたって必要な事項を定める基本協定、また、当該年度の指定管理料を定めます年度協定、この2つを締結するものでございます。

4点目の指定管理料につきましては、年度ごとに教育委員会と指定管理者の協議によりまして決定することといたします。また、年度当初については、提示額の範囲内で調整をすることといたしております。

3の申請団体でございますが、公募の結果、千葉県長生郡睦沢町の株式会社千葉ワコーと東京都中央区日本橋堀留町二丁目1番1号、グループ応募のシンコー・グラケン共同事業体の2団体から応募がありました。

参考資料の51ページをご覧くださいと思います。

下段になりますが、令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5か年間の税込みの指定管理料の提案額

です。千葉ワコーにつきましては1億5,762万2,000円。1年間にならしますと3,152万4,400円。次に、シンコー・グラケン共同体につきましては1億7,589万円。1年間にならしますと3,517万8,000円となります。

次に、参考資料の52ページをご覧くださいと思います。

選定関係でございますが、公募の期間は令和5年12月18日から令和6年1月12日まで、1月17日に選定委員会会議を開催しました。内容につきましては、申請者によるプレゼン、事業計画等の説明の後、質疑等を得て、委員による採点の結果、株式会社千葉ワコーを指定管理者候補として選定いたしました。

そして、1月22日開催した令和6年第1回教育委員会定例会におきまして審議され、株式会社千葉ワコーを指定管理者候補として選定することが承認されました。

参考資料の53ページをご覧くださいと思います。

ここから55ページまでは、指定管理者候補に選定された株式会社千葉ワコーの申請書類から、事業計画書の要旨について掲載しております。内容はボリュームがありますので省略させていただきますが、全体的には、基本業務を忠実に実施することに主眼を置いた計画でありました。なお、選定されなかった団体につきましては、内容の公開によりまして、今後同種の応募をする場合に影響を及ぼすことも考えられますので、非公開とさせていただきます。

参考資料の56ページをご覧ください。

本件に係る選定委員会でございますが、副町長を委員長、教育長を副委員長として、総務課長、企画財政課長、教育課長、スポーツ推進委員会長を委員とした計6名で構成し、1月17日午前9時30分から町中央公民館講堂で開催いたしました。

採点につきましては、委員1人当たり100点満点で、総得点600点に対しまして、株式会社千葉ワコーは418点、シンコー・グラケン共同事業体が398点という結果になりました。

次ページに、各評価項目の得点を記載しておりますので、後ほどご覧いただきたいと思います。

最後に、参考資料58ページをご覧くださいと思います。

選定した理由でございますが、海洋センターは隣接する小・中学校の体育館利用が多いことが大きな特徴となっております。また、駐車場の一部がスクールバスの乗降場になっているなど、運用に当たりましては、教育委員会や学校とも密な連絡と連携が求められます。

株式会社千葉ワコーは、それらに対する過去3年間の対応実績と、今後も確実な対応が期待されることが評価されており、また、価格につきましても安価であったということが大きな理由となりました。

議案第9号については以上でございます。

続きまして、議案第10号について説明を申し上げます。

議案書29ページをご覧ください。

議案第10号 長南町公の施設の指定管理者の指定について（スケートパーク長南）。

次のとおり長南町公の施設の指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和6年2月29日提出、長南町長、平野貞夫。

1、指定する団体でございますが、埼玉県さいたま市緑区三室50番地114、一般社団法人おかえり集学校、

代表理事、碓敏之。

対象の施設につきましては、スケートパーク長南の設置・管理及び運営に関する条例第2条に定める施設といたしまして、旧長南小学校、長南770番地1の校庭に設置したスケートパーク長南となります。

指定期間につきましては、令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5か年間といたしました。

参考資料の59ページをご覧ください。

指定管理者制度導入の趣旨でございますが、スケートパーク長南は、令和5年4月29日にプレオープンして、同年7月から教育委員会へ移管をされました。そのときから管理運営のほうは長南集学校に業務委託しております。本施設につきましては、本町にあります他のスポーツ施設とは異なるアーバンスポーツ、都市型スポーツならではの特性を持っており、その魅力を十分に発揮するためにも、民間による包括的な運営が望ましいことから、指定管理者制度を導入するものでございます。

2点目の指定管理者制度による運用の概要ですが、対象施設と期間については、先ほど説明させていただきましたので省略させていただきます、指定管理者が行う主な業務、ここに掲げました受付窓口業務から施設の運用に伴う事務までの8項目となります。

参考資料の60ページをご覧ください。

4点目の利用料金制の採用及び指定管理料ですが、本施設は利用料金制を導入します。施設の利用者が支払う利用料金は指定管理者の収入とし、それに伴い、業務に係る経費は、町が支払う指定管理者のほか、料金を充てるものでございます。

5点目の利用料金の設定及び減免措置。利用料金は指定管理者が町の諸町長の承認を得て、条例の範囲内で定めることができ、また、規則に基づき減免措置を可能といたしました。

自主事業でございますが、指定管理者制度を導入した理由でもあります、民間の発想をより有効な活用とした自主事業を記載しております。

次に3、指定管理者候補でございますが、所在名称等、次ページの管理体制組織図、これについては説明を省略させていただきます、下段の(3)本件に係る指定管理者を非公募とした理由について説明させていただきます。

旧長南小校庭のスケートパーク長南を管理する場合には、事務室やトイレなどを設置する必要が生じることから、校舎の貸与を受けている集学校が指定管理者になれば非常に合理的であり、また、経費の低減も認められることから、長南町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に係る条例第2条第1項、公募を行わないことに合理的な理由があるときに基づきまして、非公募といたしました。

なお、1月22日開催した令和6年第1回教育委員会定例会においても審議され、一般社団法人おかえり集学校を指定管理者候補として選定することが承認されました。

指定管理者候補の提案概要となりますが、初めに、基本方針ですが、青少年の健全育成やスポーツによる地域活性化など、このパークの設置目的に沿った内容となっております。

4項目めの自主事業は、月1回程度のスケボー教室を開催、その下、5項目めの電子決裁の導入として、入退場の電子化や電子決済の導入も検討されております。

最後に、指定管理料でございますが、5年間の指定管理料予定額を2,115万5,000円として見込んでおります。

内訳といたしましては、先ほど説明させていただいた利用料金制の採用により、5か年の経費の見込額2,535万5,000円から利用料金年間84万円の5か年分420万円を差し引いた金額となっております。

議案第10号については以上でございます。

大変雑駁な説明でしたが、以上で議案第9号、第10号の説明を終わらせていただきます。ご審議いただきまして、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（松野唱平君） これで議案第9号、議案第10号の内容の説明は終わりました。

次に、議案第11号の内容の説明を求めます。

河野企画財政課長。

〔企画財政課長 河野 勉君登壇〕

○企画財政課長（河野 勉君） それでは、議案第11号 令和5年度長南町一般会計補正予算（第7号）の内容の説明を申し上げます。

今回の補正予算の内容といたしましては、事務事業費の精算及び人件費の減額並びに財政調整基金及び公共施設等整備基金等への積立てが主なものとなっております。

別冊の補正予算書1ページをお開き願います。

議案第11号 令和5年度長南町一般会計補正予算（第7号）。

令和5年度長南町の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正でございます。

第1項といたしまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億7,371万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ61億5,460万1,000円とする。

第2項といたしまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。

第2条、繰越明許費でございます。

地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、第2表、繰越明許費による。

第3条、地方債の補正でございます。

地方債の追加変更は、第3表、地方債補正による。

令和6年2月29日提出、長南町長、平野貞夫。

2ページをお願いいたします。

2ページから5ページまでが、第1表、歳入歳出予算補正となります。内容につきましては、後ほど事項別明細書によりご説明申し上げます。

6ページをお願いいたします。

第2表、繰越明許費でございますが、歳出予算の経費の金額のうち、その性質上、または予算成立後の事由により、年度内に支出が完了しない見込みがあるものについて、翌年度に繰り越して使用できるように、対象事業限度額を定めるものであり、本表に掲げます17事業について、繰越明許費の設定をお願いするものでございます。

8ページをお願いいたします。

第3表、地方債補正でございます。

追加といたしまして、災害対策債として、災害廃棄物処理事業に100万円を追加し、9ページとなりますが、変更としまして、公共施設等適正管理推進事業として、旧庁舎解体事業の執行に伴い、起債限度額を1億1,930万円減額し9,070万円に、脱炭素化推進事業として、庁舎分館LED照明工事及び道路照明LED交換工事の執行に伴い、起債限度額を100万円減額し840万円に、農林施設災害復旧事業として、内訳といたしましては、いずれも激甚災害の指定による変更が主な理由となりますが、補助災害復旧事業では、国庫補助率のかさ上げ等に伴い、2,830万円の減額。単独災害復旧事業では、災害査定設計業務が国庫補助対象となったことから、270万円の減額。小災害復旧事業では、小規模の復旧事業について起債対象となったことから、240万円の追加。合わせまして、起債限度額を2,860万円減額し1,760万円に、公共土木施設災害復旧事業として、内訳といたしましては、補助災害復旧事業では、執行及び単独災害復旧事業への変更に伴い、7,570万円の減額。単独災害復旧事業では、被災箇所数の増などにより5,700万円の増額。合わせまして、起債限度額を1,870万円減額し、1億5,320万円に変更しようとするものでございます。

それでは、事項別明細書により、歳出からご説明いたします。

恐れ入りますが、事務事業費の精算及び人件費の精算に係る補正につきましては、内容の説明を一部省略をさせていただきます。

19ページをお願いいたします。

1款議会費、1項議会費は、精算により118万円の減額でございます。

2款総務費、1項総務管理費は、1億8,698万4,000円の減額でございます。

1目一般管理費では、特定財源として国庫補助金のマイナンバーカード交付事務費補助金を人件費の一部に充てさせていただき、6目企画費及び、20ページをお願いいたします。8目地域振興費は、精算による減額でございます。

9目防災対策費では、防災行政無線屋外子局バッテリー購入費及び防災倉庫購入費は、施行時期を令和6年度に見直したことによる減額でございます。

12目火葬対策費では、精算による減額のほか、21ページとなりますが、12節委託料で、デマンドタクシー利用者の増加に伴い、新公共交通システム運行业務委託料198万円を追加するものでございます。

13目庁舎建設事業費では、11節役務費で、建築確認検査手数料4万円の増額を、14節工事請負費のうち、旧庁舎解体工事につきましては、精算による減額を、駐車場舗装工事につきましては、652万3,000円を減額いたしますが、これは執行业務を令和6年度に見直したことによるものでございます。また、旧庁舎解体附帯工事につきましては、案内看板や入り口のスロープ等の安全対策、車庫等の水道管切り回し工事に要した費用57万6,000円を増額させていただくものでございます。

3項戸籍住民基本台帳費は、123万7,000円を追加するものでございます。

1目戸籍住民基本台帳費では、精算による減額のほか、12節委託料で、戸籍システム改修委託料として、ふりがな等の記載に係る戸籍附票システム改修費220万円を追加させていただきます。なお、本事業は、繰越明許費の設定も併せてお願いするものでございます。

22ページとなりますが、マイナンバーカード出張申請受付及び申請サポート業務委託料は、12月の補正で追加いたしました。利用者の増に伴い29万5,000円の追加をお願いするものでございます。特定財源につきましては、国庫補助金で、社会保障・税番号システム整備費補助金及びマイナンバーカード交付事務費補助金を充てさせていただくものでございます。

4項選挙費は、961万9,000円の減額でございます。

3目千葉県議会議員選挙費は、無投票により減額を、23ページとなりますが、4目長南町議会議員選挙費は、執行に伴う精算により減額をするものでございます。

5項統計調査費は、精査により20万8,000円の減額でございます。

24ページをお願いいたします。

3款民生費、1項社会福祉費は、1,863万7,000円の増額でございます。

1目社会福祉総務費は、電力・ガス・食品等価格高騰重点支援給付金事業の実施に伴います11節役務費の郵便料等、12節委託料のシステム運用委託料、18節負担金補助及び交付金の電力・ガス・食品等価格高騰重点支援給付金等を合わせた2,781万2,000円を追加させていただきます。なお、本事業は、繰越明許費の設定も併せてお願いするものでございます。

19節扶助費は、利用者の増加により不足する訓練等給付費扶助150万円を続けするものでございます。

22節償還金利子及び割引料で、過年度分の国庫負担金等の精算による返還金として、138万2,000円を追加するものでございます。

27節繰出金では、国民健康保険特別会計及び介護保険特別会計への繰出金の精算により、計1,192万3,000円の減額でございます。特定財源につきましては国庫補助金、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金等を充てさせていただき、その他で福祉振興基金1,000万円を減額させていただくものでございます。

2項児童福祉費は、204万円の減額でございます。

25ページをお願いいたします。

1目児童福祉総務費では、18節負担金補助及び交付金で、事業所内の保育所の利用者の増に伴う施設等利用給付費39万円を、22節償還金利子及び割引料で、過年度分の国庫負担金等の精算による返還金として40万8,000円の追加をお願いするものでございます。

3項災害救助費は、1,573万3,000円の減額でございます。

12節委託料の応急修理委託料では、精算に伴います減額を、18節負担金補助及び交付金の被災者生活再建支援金では、被災者生活再建支援法の適用となったため減額するものでございます。

4款衛生費、1項保健衛生費は、2,360万7,000円の減額でございます。

26ページをお願いいたします。

2目予防費では、新型コロナウイルスワクチン接種費等の精算による減額のほか、22節償還金利子及び割引料で、過年度分の国庫補助金等の精算による返還金として92万円を追加するものでございます。

3目母子保健費では、精算による減額のほか、27ページとなりますが、22節償還金利子及び割引料で、過年度分の国庫補助金等の精算による返還金として16万1,000円を追加するものでございます。

4目健康推進費、5目環境衛生費は、精算による減額でございます。

2項清掃費では、358万1,000円を追加するものでございます。

1目塵芥処理費は、12節委託料で、台風第13号に係る災害廃棄物処理業務委託料で、全壊家屋の解体費用の増額に伴う委託料172万円の追加でございます。

18節負担金補助及び交付金で、広域の衛生費負担金で、台風第13号に係る災害廃棄物処理に係ります負担金266万1,000円の追加及び全壊家屋の自費撤去に係る災害廃棄物処理事業補助金の精算によります減額でございます。

5款農林水産業費、28ページとなりますが、1項農業費は、2,818万1,000円の減額でございます。

1目農業委員会費では、12節委託料で、農地基本台帳整備電算委託料として、システム更新に伴う委託料11万円の追加でございます。

3目農業振興費は、精算による減額及び29ページとなりますが、18節負担金補助及び交付金で、かんがい排水事業補助金が不足することから134万2,000円を追加するものでございます。

6目ほ場整備費は、精算による減額及び14節工事請負費で、農業用ため池維持補修工事費が不足することから56万5,000円を追加するものでございます。

7目農村環境改善センター費は、精算による減額でございます。

2項林業費は、30ページとなりますが、1目林業振興費で、精算により64万2,000円の減額でございます。

6款商工費、1項商工費は、293万8,000円の減額でございます。

1目商工振興費は、精算による減額でございます。特定財源は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金484万5,000円で、他事業の不用額を本目事業の地域応援券事業に振り替えさせていただくものでございます。

2目観光費は、コロナ禍によるイベントの中止により、18節負担金補助及び交付金で、町観光協会補助金を減額するものでございます。

7款土木費、1項土木管理費は、2億4,523万8,000円の追加でございます。

1目土木管理費は、精算による減額でございます。

31ページをお願いいたします。

2目地籍調査費では、会計年度任用職員の人件費で、報酬、共済費の追加のほか、令和5年度国の補正予算に伴う地籍調査費負担金の交付決定により、11節役務費で郵便料55万2,000円を、12節委託料で、地籍調査業務委託料2億5,126万1,000円をそれぞれ追加するものです。なお、本事業は、繰越明許費の設定も併せてお願いするものでございます。特定財源につきましては、県地籍調査費負担金1億8,342万9,000円を充てさせていただくものでございます。

2項道路橋梁費は、3,111万4,000円の減額でございます。

2目道路維持費、3目道路新設改良費は、精算による減額でございます。

32ページをお願いいたします。

4項住宅費は、1目住宅管理費で、町営住宅移転補償費30万円を追加するものでございます。

5項都市計画費、1目都市計画総務費では、18節負担金補助及び交付金で、戸建住宅耐震診断補助金及び耐震改修補助金は、精算によりそれぞれ減額を、住宅リフォーム補助金は105万7,000円を追加するものでござい

ます。

9款教育費、1項教育総務費は、2目事務局費で、精算により693万1,000円の減額でございます。

33ページをお願いいたします。

2項小学校費は、171万1,000円の減額でございます。

1目学校管理費では、3節職員手当等で、期末勤勉手当9,000円を追加するものでございます。

2目教育振興費では、精算による減額でございます。

3項中学校費は、112万1,000円の減額でございます。

1目中中学校学校管理費では、10節需用費の修繕料で、視聴覚室冷温水管修繕88万円を追加するものでございます。

2目教育振興費では、精算による減額でございます。

4項社会教育費は、1目社会教育総務費では、人件費81万3,000円を追加するものでございます。

34ページをお願いいたします。

5項保健体育費は、124万9,000円の減額でございます。

1目保健体育総務費では、10節需用費の修繕料で、野球場陥没修繕18万円を追加するものでございます。

2目給食施設費では、精算による減額のほか、17節備品購入費で、給食用備品購入費58万円の追加をお願いするものでございます。

10款災害復旧費、1項農林水産施設災害復旧費は、1目農地農業用施設災害復旧費で、精算等により2,389万2,000円の減額でございます。

35ページをお願いいたします。

2項公共土木施設災害復旧費は、286万1,000円の減額でございます。

1目道路橋梁災害復旧費では、11節役務費で、廃棄物処理手数料9万9,000円の追加を、12節委託料で、補助道路災害に係る精算方法の変更などによる追加及び精算による減額。14節工事請負費で、補助災害復旧工事から単独災害復旧工事への変更があり、工事費の追加及び減額を、21節補償補填及び賠償金で、仮設道路設置に伴う農作物補償費30万円の追加をお願いするものでございます。

2目河川災害復旧費におきましても、11節役務費で、廃棄物処理手数料60万8,000円の追加を、12節委託料で、補助河川災害に係る伐採の事業量の増加に伴います追加及び精算による減額。

36ページになりますが、14節工事請負費で、補助災害復旧工事から単独災害復旧工事への変更があり、工事費の追加及び減額を、21節補償補填及び賠償金で、仮設道路設置に伴う農作物補償費70万円の追加をお願いするものでございます。

11款公債費、1項公債費は、231万4,000円の減額でございます。

1目元金では、臨時財政対策債の利率見直し分が当初の見込み利率より下がったことにより、19万3,000円の追加をお願いし、2目利子では、臨時財政対策債の利率見直し分及び令和4年度の借入れ率が当初の見込み利率を下がったこと等により、250万7,000円を減額するものでございます。

12款諸支出金、2項基金費は、3億4,679万4,000円の追加で、各基金への積立てを行うものでございます。

1目財政調整基金費は、24節積立金で、2億4,423万1,000円を追加するものです。前年度繰越金の留保額の

ほか、本補正予算により生じた余剰金など積立てするものでございます。特定財源その他の2,446万7,000円の減額は、ふるさと納税寄附金を充当していましたが、新たに11目に、ふるさと創生基金を創設するための減額でございます。

2目減債基金は、24節積立金で、交付税として追加交付をされた臨時財政対策債償還基金費を減債基金に積み立てるため1,550万7,000円を追加するものです。

7目公共施設等整備基金費は、今後の公共施設等の整備の財源に充てるための積立てを行うため、24節積立金で5,000万4,000円の追加をお願いするものでございます。特定財源のその他3,000円は、基金から発生した利子でございます。

37ページをお願いいたします。

8目森林環境譲与税基金費は、歳入における森林環境譲与税の増と、本譲与税充当事業の精算に伴う余剰金を積み立てるため、24節積立金で100万5,000円を追加するものでございます。

11目ふるさと創生基金費は、ふるさと納税寄附金のうち災害支援分を除いた3,504万7,000円を本議会で基金条例を新たに制定する中で追加をするものでございます。

12目企業版ふるさと納税地方創生基金費は、企業から企業版ふるさと納税として頂いた寄附100万円を本議会で新たに企業版ふるさと納税基金積立金として制定する中で追加をするものです。

次に、歳入についてご説明いたします。

13ページにお戻り願います。

2款地方譲与税から10款地方特例交付金は、国・県からの財政情報等に基づき、それぞれを補正するものです。

14ページをお願いいたします。

11款地方交付税は、決定した普通交付税の額の全額を計上いたしました。

13款分担金及び負担金、15款国庫支出金、15ページになりますが、16款県支出金、17ページになりますが、17款財産収入から21款諸収入、18ページになりますが、22款町債の各内容につきましては、一部ではございますが、歳出でご説明させていただいたとおり、事務事業費の精算による減額及び不足分の追加に伴う補正が主な内容となり、その他としては、歳入の決算見込みによる補正となりますので、説明は省略をさせていただきます。

なお、人件費の補正については、38ページから42ページに給与費明細書が、地方債の現在高の見込みに係る調書は43ページにそれぞれ記載しておりますので、後ほどご覧いただきたいと存じます。

以上で、議案第11号 令和5年度長南町一般会計補正予算（第7号）についての内容の説明を終わらせていただきます。ご審議賜り、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（松野唱平君） これで、議案第11号の内容の説明は終わりました。

ここで暫時休憩とします。

再開は午後1時からを予定しております。

(午前11時58分)

○議長（松野唱平君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時00分）

○議長（松野唱平君） 次に、議案第12号の内容の説明を求めます。

金坂健康保険課長。

〔健康保険課長 金坂美智子君登壇〕

○健康保険課長（金坂美智子君） それでは、議案第12号 令和5年度長南町国民健康保険特別会計補正予算の内容につきまして、ご説明申し上げます。

恐れ入りますが、別冊の国民健康保険特別会計補正予算書の1ページをお開きいただきたいと存じます。

議案第12号 令和5年度長南町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）。

令和5年度長南町の国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条第1項、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ323万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億2,576万9,000円とさせていただくものでございます。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によるものでございます。

令和6年2月29日提出、長南町長、平野貞夫。

それでは、事項別明細書によりまして、歳出からご説明を申し上げますので、恐れ入りますが、7ページをお開きいただきたいと存じます。

1款総務費、1項1目一般管理費につきましては、123万1,000円の減額をお願いするもので、こちらは人事異動に伴う人件費の減額でございます。

2款保険給付費、4項1目出産育児一時金でございますが、出産数の減により200万円の減額をお願いするものでございます。当初予算では8件分400万円を計上しておりましたが、現在の申請は1件であり、直近の状況を考慮し、4件分の200万円減額させていただくものでございます。

続きまして、歳入をご説明申し上げますので、6ページにお戻りいただきたいと存じます。

3款県支出金、1項1目1節保険給付費等交付金の普通交付金につきましては、当初の見込みより県から示された確定額が減となったため、2,954万8,000円を減額しております。

5款繰入金、1項1目一般会計繰入金では、1節基盤安定繰入金の保険税軽減分を146万7,000円の減。2節保険者支援分では、133万4,000円の減。3節未就学児均等割保険税繰入金につきましては、4万3,000円の減。それぞれ軽減該当の被保険者数が当初の見込みより減になったことにより、減額させていただくものでございます。

4節職員給与費等繰入金につきましては、人事異動による給与費123万1,000円の減額でございます。

5節助産費等繰入金は、出産数の減により133万4,000円の減額をさせていただくものです。

6節の財政安定化支援事業繰入金につきましては、歳出に用いる係数値において、65歳以上の高齢者の割合が増えたことにより、9万9,000円の増となっております。

6款繰越金では、前年度の決算に基づき、3,162万7,000円の増額をお願いするものでございます。

なお、8ページからは給与費明細書となっておりますので、後ほどご覧いただきたいと存じます。

以上、議案第12号 令和5年度長南町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の内容とさせていただきます。ご審議を賜りまして、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（松野唱平君） これで議案第12号の内容の説明は終わりました。

次に、議案第13号の内容の説明を求めます。

長谷福祉課長。

〔福祉課長 長谷英樹君登壇〕

○福祉課長（長谷英樹君） それでは、議案第13号 令和5年度長南町介護保険特別会計補正予算の内容についてご説明申し上げます。

別冊の介護保険特別会計補正予算書の1ページをお開きいただきたいと存じます。

議案第13号 令和5年度長南町介護保険特別会計補正予算（第2号）。

令和5年度長南町の介護保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正でございます。

第1項といたしまして、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,914万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億3,180万円とする。

第2項といたしまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。

令和6年2月29日提出、長南町長、平野貞夫。

それでは、事項別明細書によりまして、歳出からご説明申し上げますので、8ページをお開きいただきたいと存じます。

1款総務費、1項総務管理費につきましては、職員の人件費に係る経費について減額を、また、介護報酬の改定に伴うシステム改修委託料として51万7,000円の追加をそれぞれお願いするもので、全体で222万6,000円の減額をお願いするものでございます。

3項介護認定審査会費、1目認定調査等費、11節役務費につきましては、要介護認定に係る主治医意見書作成手数料について、実績に伴い30万4,000円の減額をお願いするものでございます。

2款保険給付費につきましては、給付費の決算額を見込む中で、2,872万9,000円の減額をお願いするものでございます。特定財源につきましては、国県支出金では、介護給付費負担金及び調整交付金について、それぞれの負担割合に基づき1,417万2,000円を減額し、その他財源では、支払基金からの介護給付費交付金、一般会計からの介護給付費繰入金及び介護給付費準備基金繰入金について、468万6,000円の減額をするものでございます。一般財源の987万1,000円の減額につきましては、保険料及び繰越金でございます。

1項介護サービス等諸費につきましては、要介護認定者に係るサービス給付費でございますが、1目居宅介護サービス給付費では、主に短期入所の利用が増えたことに伴い2,094万円の追加を、2目地域密着型介護サービス給付費では、認知症対応型共同生活介護に係る利用者の増により702万2,000円の追加を、3目施設介護サービス給付費では、主に介護老人保健施設及び介護老人福祉施設に係る利用者の減により3,628万4,000円の

減額を、9ページをお願いします。4目居宅介護福祉用具購入費及び5目居宅介護住宅改修費につきましては、給付費全体の額の変更に伴い、法定負担割合に基づく財源の内訳が変更となることから、財源更正させていただくものでございます。

6目居宅介護サービス計画給付費では、昨年度より件数が増となったことから、91万4,000円の追加をそれぞれお願いするものでございます。

2項介護予防サービス等諸費につきましては、要支援認定者に係るサービス給付費でございますが、1目介護予防サービス給付費では、通所リハの利用者の減により215万7,000円の減額を、2目地域密着型介護予防サービス給付費と3目介護予防福祉用具購入費及び4目介護予防住宅改修費につきましては、給付費全体の額の変更に伴い、法定負担割合に基づく財源の内訳が変更となることから、財源更正させていただくものでございます。

10ページをお願いします。

5目介護予防サービス計画給付費につきましては、実績に伴い37万3,000円の減額をそれぞれお願いするものでございます。

3項その他諸費、1目審査支払手数料につきましては、昨年度より件数が増えたことに伴い、1万6,000円の追加をお願いするものでございます。

4項高額介護サービス費につきましては、同じ月に利用者サービスに係る利用者負担額が自己負担限度額を超えた場合に給付するものとなりますが、昨年度より減少となったことにより、648万3,000円の減額をお願いするものでございます。

5項高額医療合算介護サービス費では、実績を見込む中で100万円の減額をお願いするものでございます。

6項特定入所者介護サービス費では、施設入所者が昨年度より減少したことにより、1,132万4,000円の減額をお願いするものでございます。

11ページをお願いします。

3款基金積立金につきましては、保険料と繰越金の余剰金2,215万1,000円を追加し、基金に積み立てるものでございます。

4款地域支援事業費につきましては、決算額を見込む中で329万2,000円の減額をお願いするものでございます。特定財源につきましては、国県支出金では、地域支援事業交付金の負担割合に基づき130万6,000円を減額し、その他財源では、支払基金交付金及び一般会計からの繰入金で128万6,000円を減額し、一般財源では、保険料を70万円減額するものでございます。

1項介護予防・日常生活支援総合事業費、1目介護予防生活支援サービス事業費では、12節委託料について、通所型サービス委託料に係る利用者の減により87万2,000円の減額を、18節負担金補助及び交付金について、訪問型及び通所型サービス事業費に係る利用件数が昨年度より減となったことにより234万9,000円の減額をお願いするものでございます。

3目一般介護予防事業費につきましては、事業費全体の額が変更したことに伴い、法定負担割合に基づく財源の内訳が変更となることから、財源更正させていただくものでございます。

2項包括的支援事業費、1目包括支援センター運営事業費では、包括支援センターに係る人件費について、

2万9,000円の追加を、12ページをお願いします。2目生活支援体制整備事業費につきましては、事業費全体の額が変更したことに伴い、法定負担割合に基づく財源の内訳が変更となることから、財源更正させていただくものでございます。

3目認知症総合支援事業費につきましては、認知症カフェ事業補助金について、実績を見込み、10万円の減額をそれぞれお願いするものでございます。

5款諸支出金、1項1目第1号被保険者保険料還付金につきましては、実績を見込み30万円の追加を、3目償還金4,124万9,000円につきましては、令和4年度において、国・県から超過交付された介護給付費等の返還金でございまして、財源は令和4年度からの繰越金でございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げますので、恐れ入りますが、6ページをお開きいただきたいと存じます。

1款保険料では、1項1目第1号被保険者保険料、1節現年度分につきましては、この9月に発生した台風13号に伴う保険料の減額及び転出、転入、死亡に伴う保険料の徴収実績等を見込み、219万8,000円を減額し、2節滞納繰越分について、30万円の追加をお願いするものでございます。

3款国庫支出金、4款支払基金交付金、5款県支出金及び8款繰入金、1項一般会計繰入金につきましては、歳出の減額に伴い、それぞれ負担割合に基づき減額をお願いするものでございます。

また、7ページとなりますが、2項基金繰入金、1目介護給付費準備基金繰入金につきましては、給付費の減により、280万6,000円の減額をお願いするものでございます。なお、年度末の基金保有高の見込額は1億6,389万3,011円でございます。

9款繰越金につきましては、前年度の決算に基づき、5,484万4,000円の追加をお願いするものでございます。

10款諸収入、3項2目第三者納付金につきましては、交通事故に伴う加害者との示談が成立し、損害賠償金の額が確定したことに伴い、946万7,000円の追加をお願いするものでございます。

なお、13ページからは給与費明細書となっておりますので、後ほどご覧いただきたいと存じます。

以上、大変雑駁な説明でございましたが、議案第13号 令和5年度長南町介護保険特別会計補正予算（第2号）の説明を終わらせていただきます。ご審議賜りまして、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（松野唱平君） これで、議案第13号の内容の説明は終わりました。

次に、議案第14号の内容の説明を求めます。

三上生活環境課長。

〔生活環境課長 三上達也君登壇〕

○生活環境課長（三上達也君） それでは、議案第14号 令和5年度長南町笠森霊園事業特別会計補正予算（第1号）の内容につきまして、ご説明申し上げます。

別冊となっております、令和5年度長南町笠森霊園事業特別会計補正予算（第1号）をご覧いただければと存じます。

1ページをお開きください。

議案第14号 令和5年度長南町笠森霊園事業特別会計補正予算（第1号）。

令和5年度長南町の笠森霊園事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ99万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,089万7,000円とする。

第2項といたしまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。

令和6年2月29日提出、長南町長、平野貞夫。

それでは、事項別明細書により、歳出のほうからご説明申し上げます。

7ページをご覧いただきたいと思います。

まず、1款1項1目、これは人件費の関係でございますが、まず、2節の給料において58万6,000円。それから、4節共済費において7万円、それぞれ増額をお願いするものでございます。これは、人事異動に伴う人員の入替え及び人事院勧告に伴う給与改定等による増額でございます。

次に、1款1項1目24節の積立金において、34万1,000円の増額をお願いするものでございます。これは、今年度の決算を見込み中で、霊園の財政調整基金に積立てを行うというものでございます。財源につきましてですが、前のページ、6ページをご覧いただきたいと思います。

歳入の5款のほうをご覧ください。5款1項1目1節の繰越金。補正額が1,099万7,000円となっておりますが、このうち、歳出の増額補正に対応する分として99万7,000円を、なお残る1,000万円につきましては、その上にごございます4款1項1目1節の財政調整基金からの繰入金に係る歳入の減額と相殺する形で、繰越金の増額、をお願いするものでございます。

なお、8ページ以降は給与費明細書となっておりますので、後ほどご覧いただければと存じます。

以上、大変雑駁ではございますが、議案第14号 令和5年度長南町笠森霊園事業特別会計補正予算（第1号）に係る説明とさせていただきます。ご審議賜りまして、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（松野唱平君） これで、議案第14号の内容の説明は終わりました。

次に、議案第15号の内容の説明を求めます。

佐久間副町長（ガス課長事務取扱）。

〔副町長（ガス課長事務取扱） 佐久間静男君登壇〕

○副町長（ガス課長事務取扱）（佐久間静男君） 議案第15号 令和5年度長南町ガス事業会計補正予算（第1号）の内容についてご説明申し上げます。

今回のガス事業会計の補正は、ガスの売上げと売上原価に係る調整、人事異動及び人事院勧告に伴います人件費の精算、ガス・電気価格激変緩和対策事業補助金の延長に伴う精算をお願いするものでございます。

補正予算書は別冊となっております。予算書の1ページをお開きください。

議案第15号 令和5年度長南町ガス事業会計補正予算（第1号）。

第1条、令和5年度長南町ガス事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第3条、収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。収入では、第1款ガス事業収益補正額1,847万6,000円減の6億9,162万4,000円、第1項製品売上では、補正額8,341万1,000円減の4億8,956万8,000円、2項営業外収益では、補正額6,493万5,000円増の1億7,831万8,000円。支出では、第1款ガス事業費用、補正

額1,993万2,000円減の6億9,039万9,000円、第1項売上原価では、補正額1,550万9,000円減の3億6,117万2,000円、第2項供給販売費では、補正額1,636万2,000円減の2億3,652万4,000円、第3項、一般管理費では、補正額512万4,000円減の3,905万4,000円、第5項営業外費用では、補正額1,706万3,000円増の2,166万6,000円とするものでございます。

第4条、資本的収入及び支出では、本文括弧書き中、「資本的収入額が資本的支出に対し不足する額1億5,241万7,000円は、過年度分損益勘定留保資金436万7,000円、当年度分損益勘定留保資金1億3,914万3,000円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額890万7,000円」を、「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億5,099万5,000円は、過年度分損益勘定留保資金1,093万4,000円、当年度分損益勘定留保資金1億3,153万6,000円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額852万5,000円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

2ページをお開きください。

第1款資本的支出では、補正額142万2,000円減の1億8,815万3,000円、第1項建設改良費では、補正額142万2,000円減の1億4,462万6,000円とするものでございます。

第5条では、給与費を改めるものでございます。職員給与費、補正額970万9,000円を減額し、4,349万4,000円とするものでございます。

令和6年2月29日提出、長南町長、平野貞夫。

3ページをご覧ください。

令和5年度長南町ガス事業会計補正予算実施計画でございます。

初めに、収益的収入でございますが、1款ガス事業収益、1項製品売上、1目ガス売上ににつきましては、8,341万1,000円減の4億8,956万8,000円でございます。

3項営業外収益、2目補助金につきましては、6,493万5,000円増の1億6,973万3,000円でございます。これは、ガス・電気価格激変緩和対策事業の延長によるものでございます。

次に、収益的支出でございますが、1款ガス事業費用、1項売上原価、1目ガス売上原価では、1,550万9,000円減の3億6,117万2,000円でございます。

2項供給販売費では、1,636万2,000円減の2億3,652万4,000円でございます。

1目給料、2目手当の減は、人事異動によるものでございます。

4ページをお開きください。

5目法定福利費につきましても、人事異動に伴う人件費の減によるものでございます。

8目修繕費では、142万円の増の3,052万9,000円、9目特別修繕引当金繰入額では、300万円減の600万円、13目消耗品費では、4万3,000円増の490万円、17目委託作業費では、1,147万3,000円減の2,612万8,000円減で、財政状況が大変厳しいことから、全体にわたり、できる限り支出を抑えたものとしております。

3項一般管理費では、512万4,000円減の3,905万4,000円でございます。人事異動に伴います人件費の減額でございます。

5項営業外費用、補正額1,706万3,000円増の2,166万6,000円でございます。ガス・電気価格激変緩和対策事業補助金の延長に伴い、消費税の支払いが増加するものでございます。

5ページをご覧ください。

1款資本的支出、1項建設改良費では、142万2,000円減の1億4,462万6,000円でございます。

6ページをお開きください。

令和5年度ガス事業予定キャッシュ・フロー計算書（1号補正）でございます。

業務活動によって実際に得られた収入から支出を差し引いて、手元に残る資金の流れを表したものであり、右側下の行になりますが、各業務の合計額の資金増加額は5,275万2,000円減となり、令和5年度末の資金残高は、二重線の7,029万6,000円と見込むものでございます。

7ページをご覧ください。

令和5年度ガス事業会計予定損益計算書（1号補正）でございます。ガス事業の経営状況を表したもので、本年度3月末の見込みを税抜きで表示しております。当年度純利益は、右側下から4行目で、126万6,000円の見込みでございます。前年度繰越利益剰余金と合わせますと、当年度末未処分利益剰余金は261万1,000円を見込むものでございます。

8ページをお開きください。

令和5年度ガス事業会計予定貸借貸借対照表（1号補正）でございます。財政状態を表したもので、資産の部では、1の固定資産、2の流動資産の合計で、一番下の二重線になりますが、資産合計は16億4,319万3,000円でございます。

9ページをご覧ください。

負債の部では、3の固定負債、4の流動負債、5の繰延収益を合わせた負債合計は7億8,186万2,000円で、次の資本の部では、6の資本金、7の剰余金の合計で、資本合計は8億6,133万1,000円となり、下の二重線、負債資本合計は16億4,319万3,000円でございます。

前のページの資産合計とただいまの負債資本合計が複式記帳の法則により、双方とも同額となっておりますので、貸借対照表として成り立っているところでございます。

10ページ、11ページは給与明細書、12ページ、13ページは、補正後の実施計画を長南町と睦沢町に分けた内容でございますので、後ほどご覧いただきたいと存じます。

以上、令和5年度長南町ガス事業会計補正予算（第1号）の説明とさせていただきます。よろしくご審議を賜り、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（松野唱平君） これで議案第15号の内容の説明は終わりました。

次に、議案第16号の内容の説明を求めます。

河野企画財政課長。

〔企画財政課長 河野 勉君登壇〕

○企画財政課長（河野 勉君） それでは、議案第16号 令和6年度長南町一般会計予算についての内容の説明を申し上げます。

別冊の令和6年度長南町予算書の1ページをお開き願います。

議案第16号 令和6年度長南町一般会計予算。

令和6年度長南町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算でございます。

第1項といたしまして、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ49億9,000万円と定める。

第2項といたしまして、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表、歳入歳出予算による。

第2条、継続費でございます。

地方自治法第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、第2表、継続費による。

第3条、地方債でございます。

地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第3表、地方債による。

第4条、一時借入金でございます。

地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は1億円と定める。

第5条、歳出予算の流用でございます。

地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1号といたしまして、各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和6年2月29日提出、長南町長、平野貞夫。

8ページをお願いいたします。

2ページから7ページまでが、第1表、歳入歳出予算となります。内容につきましては、後ほど事項別明細書によりご説明申し上げます。

第2表、継続費でございます。

7款土木費、5項都市計画費、都市計画マスタープラン策定事業について、総額1,250万円、年割額として、令和6年度に530万円、令和7年度に720万円の継続費を設定させていただくものでございます。本事業は、平成13年度に策定を行い、平成25年度に更新作業を行っているところですが、今回新たに将来都市像の設定及び都市計画骨子案の検討や全体構想の検討等を行い、策定するものでございます。

9ページをお願いいたします。

第3表、地方債でございます。

令和6年度に借入れを予定しております起債の目的、限度額等を記載してございます。内訳といたしましては、附属棟改修・庁舎周辺整備事業のため、公共施設等適正管理推進事業9,000万円、河川測量委託及び河川維持工事のため、緊急自然災害防止対策事業2,600万円、河川維持管理委託のため、緊急浚渫推進事業1,700万円、保健センターLED照明工事及び道路照明LED交換工事のため脱炭素化推進事業2,700万円、道路舗装修繕工事、道路改良工事、道路舗装工事、橋梁修繕調査設計委託、橋梁修繕工事及び過疎基金への積立てのため、過疎対策事業1億6,160万円、臨時財政対策債500万円、合計3億2,660万円を借り入れようとするものでございます。なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、記載のとおりでございます。

続きまして、事項別明細書により歳出からご説明いたしますが、主要な内容につきましてご説明をさせてい

たきます。

26ページをお願いいたします。

1 款議会費は、改選後の議員定数の減に伴う議員共済会負担金等の減額により、前年度比145万4,000円減の6,739万3,000円の計上でございます。

27ページをお願いいたします。

2 款総務費では、前年度比1億887万8,000円減の11億8,133万4,000円を計上してございます。

1 項総務管理費は、9,605万7,000円減の10億3,185万2,000円の計上でございます。

1 目一般管理費でございます。31ページになりますが、18節負担金補助及び交付金では、町内のDX事業や町民IT相談等の業務を行う地域活性化起業人負担金として、552万5,000円をお願いするものでございます。

32ページをお願いいたします。

5 目財産管理費でございます。

34ページになりますが、12節委託料で、デジタル庁の自治体情報システムの標準化に対応するため、町内の基幹系システムを国の統一的な仕様に準拠させるために、自治体情報システム標準化等委託料4,386万8,000円を計上させていただきました。

36ページになりますが、14節工事請負費では、二酸化炭素の削減及び節電を図るため、令和5年度に引き続き、保健センターをLED照明化する工事に要する費用1,731万6,000円及び全庁的に本年度実施をする低濃度PCBの調査・処分を含むトランス・コンデンサ工事に要する費用310万円等を計上いたしました。

37ページになりますが、18節負担金補助及び交付金では、避難所としての活用も行っている旧豊栄小学校キュービクル改修工事負担金として、1,000万円をお願いするものでございます。

32ページにお戻りください。

特定財源につきましては、国県支出金で、デジタル基盤改革支援補助金4,386万8,000円、地方債で、脱炭素化推進事業債1,450万円、また、その他特定財源では、公共施設等整備基金310万円のほか、計705万円を充てさせていただくものでございます。

39ページをお願いいたします。

9 目防災対策費の、40ページになりますが、14節工事請負費では、旧小学校の4か所の避難所に、太陽光のLED街灯を設置する工事に要する費用、180万円を計上させていただきました。

39ページにお戻りください。

特定財源につきましては、県補助金の地域防災力充実・強化補助金を充てさせていただくものでございます。

41ページをお願いいたします。

12 目過疎対策費でございますが、地域おこし協力隊事業の経費として、1 節、42ページになりますが、3 節4 節の人件費のほか、計913万9,000円を計上してございます。

また、43ページになりますが、18節負担金補助及び交付金で、高校生等の通学に要する路線バス定期券の補助を1年間試行的に実施するため、高校生等路線バス定期券購入補助金150万円を計上させていただきました。

13 目庁舎建設事業の、44ページになりますが、12節委託料で、附属棟改修・庁舎周辺整備工事施工管理業務委託料540万円、14節で、工事請負費附属棟改修庁舎周辺整備工事2億5,000万円を計上させていただきました。

43ページにお戻りください。

特定財源につきましては、地方債で、公共施設等適正管理推進事業債9,000万円、その他特定財源として、公共施設等整備基金繰入金1億7,212万3,000円を充てさせていただくものでございます。

44ページをお願いいたします。

14目合併70周年記念事業費では、合併70周年に係ります記念式典や記念品、プロモーション動画等にかかる経費836万3,000円を計上しております。

45ページをお願いいたします。

2項徴税费では、前年度比462万4,000円増の8,414万6,000円を計上しております。

48ページをお願いいたします。

3項戸籍住民基本台帳費では、前年度比367万5,000円減の4,193万9,000円の計上でございます。

50ページをお願いいたします。

4項選挙費では、前年度比1,561万円減の1,622万7,000円の計上でございます。

51ページになりますが、3目千葉県知事選挙費では、令和7年3月執行予定の知事選挙費として、603万6,000円の計上でございます。特定財源につきましては、選挙費委託金を充てさせていただきます。

52ページをお願いいたします。

5項統計調査費では、前年度比184万円増の647万3,000円の計上でございます。

53ページをお願いいたします。

6項監査委員費では、前年度と同額の69万7,000円の計上でございます。

3款民生費では、前年度比3,091万6,000円増の10億9,217万3,000円を計上してございます。

1項社会福祉費は、前年度比2,387万9,000円増の8億2,939万6,000円の計上でございます。社会福祉費につきましては、障害者（児）福祉事業のほか、引き続き前年度と同様の各種事業経費を計上してございます。

60ページをお願いいたします。

2項児童福祉費は、前年度比703万7,000円増の2億6,277万7,000円の計上でございます。

65ページをお願いいたします。

4款衛生費では、前年度比1,968万円増の4億2,938万8,000円を計上してございます。

66ページをお願いいたします。

1項保健衛生費は、前年度比2,140万7,000円増の3億4,885万2,000円の計上でございます。

1目保健衛生総務費では、67ページから68ページになりますが、18款負担金補助及び交付金で、広域市町村圏組合に係る水道会計、病院事業会計、保健衛生費及び火葬場・斎場事業会計などの各負担金の計1億466万円を計上してございます。

2目予防費は、新規事業として、带状疱疹の予防接種を加えた各種予防接種、青年の健康診査、結核検診等を実施する疾病予防対策等事業を実施するための経費2,791万1,000円を計上してございます。

70ページをお願いいたします。

3目母子保健費は、71ページになりますが、19節扶助費で、子ども医療費の助成について、利用者の利便性向上のため、新たに高校生まで現物給付を拡大いたします。

72ページをお願いいたします。

5目環境衛生費は、家庭用小型合併処理浄化槽設置整備事業及び住宅用設備等脱炭素化事業に対する補助金のほか、環境衛生に係る事務事業に要する経費を計上してございます。

74ページをお願いいたします。

2項清掃費は、1目塵芥処理費で、広域市町村圏組合衛生費負担金が減となることから、前年度比172万7,000円減の8,053万6,000円を計上してございます。

5款農林水産業費では、前年度比1億7,883万5,000円減の3億932万円を計上してございます。

1項農業費は、農業集落排水事業特別会計が公営企業会計となったことに伴い、前年度比1億8,281万8,000円減の3億137万2,000円の計上でございます。

1目農業委員会費では、本年度末までに、地域農業の将来像を示す計画を策定する必要があるため、75ページになりますが、12節委託料で、地域計画策定業務委託料390万円を計上してございます。

76ページをお願いいたします。

3目農業振興費でございますが、鳥獣被害防止対策事業として、1節報酬の鳥獣被害防止対策自治体報酬、77ページになりますが、7節報償費の有害鳥獣駆除報償金、79ページになりますが、18節負担金補助及び交付金の鳥獣被害防止対策協議会補助金のほか、計3,975万2,000円を計上してございます。

また、77ページに戻りますが、7節の地域おこし協力隊報償、80ページになりますが、18節の地域おこし協力隊活動費補助金を合わせた479万6,000円、79ページに戻りますが、同18節の次世代産地整備支援事業補助金712万5,000円など、町特産品の発信や新規就農者の確保・育成支援に要する経費を計上してございます。

76ページにお戻りください。

3目農業振興費の特定財源、国県支出金は、鳥獣被害防止総合対策国庫補助金、次世代産地整備支援事業県補助金など4,809万4,000円であり、その他特定財源は、過疎基金及び地域農業推進基金繰入金など、計3,889万円でございます。

80ページをお願いいたします。

5目ほ場整備費では、82ページになりますが、18節負担金補助及び交付金の多面的機能支払交付金4,341万2,000円のほか、多面的機能支払事業に要する経費計4,811万2,000円を計上させていただきました。

80ページにお戻りください。

5目ほ場整備費の特定財源国県支出金は、多面的機能支払交付金県補助金3,312万4,000円のほか、計3,367万2,000円を充てさせていただき、その他特定財源142万2,000円は、土地改良施設維持管理適正化事業分担金でございます。

83ページをお願いいたします。

2項林業費は、前年度比398万3,000円増の794万8,000円の計上でございます。

1目林業振興費では、84ページになりますが、林業後継者の確保・育成及び林業振興事務に要する経費として、7節の地域おこし協力隊報償、18節の地域おこし協力隊活動費補助金を合わせた479万6,000円を計上してございます。

83ページにお戻りください。

林業振興費の特定財源、国県支出金は、森林整備事業費県補助金30万2,000円であり、その他特定財源は、森林環境譲与税146万5,000円のほか、計150万1,000円を充てさせていただくものでございます。

85ページをお願いいたします。

6款1項商工費は、前年度比1,136万4,000円増の5,539万7,000円の計上でございます。

86ページをお願いいたします。

2目観光費では、87ページになりますが、14節工事請負費で、観光施設整備事業として、野見金公園整備工事125万円を、17節備品購入費で、庁用車購入費として241万5,000円を計上してございます。

88ページをお願いいたします。

7款土木費は、前年度比1億9,502万7,000円増の5億3,792万1,000円を計上してございます。

1項土木管理費は、前年度比1,390万4,000円増の7,844万6,000円の計上でございます。

1目土木管理費では、14節工事請負費で、二酸化炭素の削減及び節電を図るため、道路照明LED交換工事1,469万2,000円を計上いたしました。特定財源は地方債で、脱炭素化推進事業債1,250万円を充てさせていただくものです。

89ページをお願いいたします。

2目地籍調査費は、前年度同様、国の補正予算に伴い、地域調査業務委託費をはじめ、地籍調査実施に要する経費を前倒して前年度の補正予算において計上予定のため、本年度にはこれらの経費が含まれていないものでございます。

2項道路橋梁費は、前年度比1億7,099万8,000円増の3億9,405万2,000円の計上でございます。

91ページになりますが、2目道路維持費では、14節工事請負費で、舗装本復旧工事、舗装修繕工事等の計7,737万円を計上してございます。道路維持費の特定財源、国県支出金は、道路交通安全対策事業費補助金772万7,000円、地方債2,100万円は過疎対策事業債を充てさせていただき、その他特定財源3,439万3,000円は、舗装本復旧工事負担金などを充てさせていただくものです。

3目道路新設改良費では、92ページになりますが、12節委託料で、測量調査設計委託料等で2,546万円を、14節工事請負費で補助道路改良工事、単独道路改良工事等の計1億5,668万円をそれぞれ計上させていただきました。

91ページにお戻りください。

3目道路新設改良費の特定財源につきましては、国県支出金で、社会資本整備総合交付金道路事業7,364万5,000円を、地方債で過疎対策事業債6,330万円をそれぞれ充てさせていただくものでございます。

92ページをお願いいたします。

4目橋梁維持費では、12節委託料で、橋梁点検委託料等4,026万円を、14節工事請負費で、補助橋梁修繕工事5,700万円をそれぞれ計上させていただきました。特定財源につきましては、国県支出金で、道路交通安全対策事業費国庫補助金4,299万6,000円を、地方債で過疎対策事業債4,230万円をそれぞれ充てさせていただくものでございます。

3項河川費は、前年度比127万7,000円増の4,648万9,000円の計上でございます。

1目河川総務費では、昨年度に引き続き、12節委託料で、緊急水緊急浚渫推進事業実施のため、河川維持管

理委託料等1,870万円を、93ページになりますが、14節工事請負費で河川維持工事2,600万円をそれぞれ計上させていただきます。

92ページにお戻りいただき、1目河川総務費の特定財源につきましては、地方債で緊急浚渫事業債1,700万円、緊急自然災害防止対策事業債2,600万円を充てさせていただくものでございます。

93ページをお願いいたします。

4項住宅費では、前年度比219万6,000円増の304万円の計上でございます。

21節補償補填及び賠償金で、町営豊原住宅の移転補償費210万円を計上させていただきました。

5項都市計画費では、前年度比665万2,000円増の1,589万4,000円の計上でございます。

94ページになりますが、12節委託料で、継続費の設定となる都市計画マスタープラン策定業務委託料530万円を計上させていただきました。

95ページをお願いいたします。

8款1項消防費は、広域市町村圏組合への負担金となりますが、1億7,436万1,000円の計上でございます。

9款教育費は、前年度比4,091万円増の4億6,248万4,000円を計上してございます。

1項教育総務費は、前年度比1,088万円増の9,554万4,000円の計上でございます。

97ページをお願いいたします。

2目事務局費では、99ページになりますが、18節負担金補助及び交付金で、海外交流研修事業及びキラリ輝く長南っ子事業を実施するための補助金を計上してございます。

100ページをお願いいたします。

2項小学校費では、前年度比1,885万9,000円増の9,253万9,000円を計上いたしました。

101ページをお願いいたします。

2目教育振興費では、102ページになりますが、13節使用料及び賃借料で、令和5年度一般会計当初予算において債務負担行為を設定した小・中学校教育用タブレット端末等賃借料に関して、令和6年度から10年度までのタブレット端末と賃借料1,862万3,000円及び引き続き小学校の給食費を無償化にすることにより、保護者の教育関係費用の軽減を図るため、学校給食費補助金1,497万3,000円を計上させていただきました。

3項中学校費では、前年度比410万8,000円増の6,177万4,000円の計上でございます。

104ページをお願いいたします。

2目教育振興費では、小学校と同様に、令和5年度一般会計当初予算において債務負担行為を設定した小・中学校用教育用タブレット端末等賃借料に関して、13節使用料及び賃借料で、令和6年度から10年度までのタブレット端末等賃借料1,146万1,000円及び18節負担金補助及び交付金で、引き続き中学校の給食費を無償化にすることで、保護者の教育関係費用の軽減を図るため、学校給食費補助金937万8,000円を計上させていただきました。

4項社会教育費では、前年度比1,542万4,000円増の7,097万2,000円の計上でございます。

106ページをお願いいたします。

2目公民館費では、108ページになりますが、14節工事請負費で、財産管理費でもご説明させていただきましたが、全庁的に本年度実施をする低濃度PCBの調査・処分を含むトランス・コンデンサ工事に要する費用

770万円を計上いたしました。

106ページにお戻りください。

2目公民館費の特定財源につきましては、その他特定財源で、公共施設等整備基金等で775万円を充てさせていただくものでございます。

110ページをお願いいたします。

5項保健体育費でございますが、前年度比836万1,000円減の1億4,165万5,000円の計上でございます。

1目保健体育総務費では、111ページになりますが、12節委託料で、令和5年度一般会計補正予算（第3号）において、債務負担行為を設定しました期間満了に伴う海洋センターの指定管理業務及び青少年の健全育成に寄与すべく、昨年開設したスケートパーク長南の指定管理業務について、海洋センター指定管理委託料3,461万6,000円及びスケートパーク長南指定管理委託料549万5,000円を計上させていただきました。

112ページをお願いいたします。

2目給食施設費では、113ページになりますが、14節工事請負費で、給食時においても全庁的に本年度実施をする低濃度PCBの調査・処分を含むトランス・コンデンサ工事交換工事に要する費用310万円を計上いたしました。

112ページにお戻りいただき、特定財源につきましては、公共施設等整備基金310万円のほか、計3,134万7,000円を充てさせていただくものでございます。

113ページをお願いいたします。

10款災害復旧費は、前年度比1,499万9,000円増の1,500万3,000円を計上してございます。

1項農林水産施設災害復旧費、2目林業施設災害復旧費では、114ページになりますが、14節工事請負費で、小規模治山緊急整備事業治山工事1,100万円を計上させていただきました。

113ページにお戻りいただき、2目林業施設災害復旧費の特定財源につきましては、国県支出金で、小規模治山緊急整備事業県補助金500万円を、その他特定財源で、小規模治山緊急整備事業分担金500万円をそれぞれ充てさせていただくものでございます。

114ページをお願いいたします。

11款公債費でございますが、4億2,509万8,000円を計上してございます。その他特定財源は、減債基金繰入金と預金利子でございます。

12款諸支出金につきましては、前年度比1億6,362万6,000円増の2億3,012万8,000円の計上でございます。

115ページをお願いいたします。

2項基金費、4目ふるさと創生基金費は、3,000万円を積み立てるものでございます。その他特定財源は、ふるさと納税寄附金でございます。

116ページをお願いいたします。

3項公営企業費、1目公営企業支出金は、令和6年度から公営企業法を適用する農業集落排水事業会計への補助金1億6,200万円を計上させていただきました。

13款予備費は、1,000万円を計上してございます。

歳出につきましては、以上でございます。

次に、歳入についてご説明いたします。

13ページにお戻り願います。

1 款町税ですが、総額は前年度に比較し、2,484万9,000円減の10億8,495万4,000円の計上でございます。

1 項町民税は、前年度比3,104万9,000円減の3億1,200万1,000円でございます。個人町民税では、定額減税分を含んだ3,300万円の減額を、法人町民税では195万1,000円の増額を見込んでおります。

2 項固定資産税につきましては、償却資産の増を主な理由に、前年度比600万円増の6億8,655万3,000円を見込んでおります。

3 項軽自動車税につきましては、前年度比20万円増の3,140万円を見込んでおります。

4 項たばこ税、5 項鉱産税につきましては、令和5年度の実績を見込む中で、前年度同額を計上させていただきました。

2 款から12 款までの譲与税、交付金等につきましては、国・県の財政情報及び令和5年度の実績見込みにより計上させていただきました。

2 款地方譲与税は、8,403万円を計上いたしました。

14ページになりますが、3 款利子割交付金30万円、4 款配当割交付金470万円、5 款株式等譲渡所得割交付金380万円、6 款法人事業税交付金1,500万円、7 款地方消費税交付金1億7,300万円、8 款ゴルフ場利用税交付金1億200万円を計上いたしました。

15ページをお願いいたします。

9 款環境性能割交付金1,300万円、10 款地方特例交付金、個人住民税の定額減税減収補填特例交付金等を見込んだ3,350万円を計上いたしました。

11 款地方交付税は、前年度実績を考慮し、前年度比3,600万円増の16億8,000万円の計上でございます。このうち、普通交付税は2,900万円増の10億4,500万円、特別交付税は1億3,500万円を計上いたしました。

12 款交通安全特別対策特別交付金は、140万円。

16ページになりますが、13 款分担金及び負担金は、小規模治山緊急整備事業分担金を見込んだ4,801万6,000円を計上いたしました。

14 款使用料及び手数料は、6,285万2,000円の計上でございますが、おおむね前年度と同様の内容でございます。

17ページをお願いいたします。

15 款国庫支出金は、前年度比1億2,216万3,000円増の4億1,468万9,000円の計上でございます。

18ページをお願いいたします。

補助道路改良工事に係る社会資本整備交付金（道路事業）及び橋梁修繕工事等に係る道路交通安全対策事業費補助金の増が主な要因でございます。

19ページをお願いいたします。

16 款県支出金は、前年度比2,670万9,000円増の2億5,752万6,000円の計上でございます。小規模治山緊急整備事業補助金の改造が主な要因でございます。

22ページをお願いいたします。

17款財産収入及び18款寄附金は、おおむね前年度と同様の計上でございます。

19款繰入金は、前年度比1億3,611万2,000円増の5億2,801万3,000円の計上でございます。

23ページをお願いいたします。

附属棟改修・庁舎周辺整備工事実施に伴う公共施設等整備基金繰入金の増が主な増額要因でございます。なお、ふるさと創生基金の創設に伴う繰入金は、新規計上でございます。

20款繰越金は、前年度と同額の5,000万円を、21款諸収入は、7,470万9,000円を計上いたしました。

25ページになりますが、22款町債は、前年度比1億6,200万円減の3億2,660万円でございます。旧庁舎解体工事終了に伴う公共施設等適正管理推進事業債の減などに伴う減額でございます。

以上で、歳入の説明を終わらせていただきます。

なお、117ページ以降に、給与費明細書のほか、参考資料を添付させていただいておりますので、後ほどご覧いただきたいと存じます。

以上、大変雑駁でございましたが、議案第16号 令和6年度長南町一般会計予算についての内容の説明を終わらせていただきます。ご審議賜りまして、ご可決くださいますようお願いいたします。

○議長（松野唱平君） これで議案第16号の内容の説明は終わりました。

ここで暫時休憩とします。

再開は午後2時35分からを予定しております。

(午後 2時21分)

○議長（松野唱平君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 2時35分)

○議長（松野唱平君） 次に、議案第17号、議案第18号の内容の説明を求めます。

金坂健康保険課長。

〔健康保険課長 金坂美智子君登壇〕

○健康保険課長（金坂美智子君） それでは、議案第17号 令和6年度長南町国民健康保険特別会計予算の内容につきましてご説明申し上げます。

別冊の予算書135ページをお開きいただきたいと存じます。

議案第17号 令和6年度長南町国民健康保険特別会計予算。

令和6年度長南町の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条第1項、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ11億2,800万円と定めるものでございます。

第2項といたしまして、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表、歳入歳出予算によるものでございます。

第2条、一時借入金でございます。

地方自治法の規定による一時借入金の借入れの最高額は2,500万円と定める。

第3条、歳出予算の流用でございます。

地方自治法の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、第1号に記載の保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の款の流用を定めるものでございます。

令和6年2月29日提出、長南町長、平野貞夫。

初めに、令和6年度の予算編成に当たりましては、千葉県から示された市町村ごとの事業費納付金や保険料率並びに必要な保険給付費を基に編成したところです。

本年1月1日現在の被保険者は1,947人でありまして、前年度の同時期に比べ76人の減、加入率は26.88%でございます。

それでは、事項別明細書によりまして歳出からご説明申し上げますので、恐れ入りますが、144ページをお開きいただきたいと存じます。

1款総務費につきましては、前年度に比べ111万3,000円増の3,138万2,000円をお願いするものでございます。こちらは、国保事業の運営に要する経常的な経費でありまして、増額の主な理由は、人事異動に伴う人件費の増や郵便料金の改定が予定されていることなどによるものでございます。財源につきましては、その他財源の一般会計からの職員給与費繰入金と一般財源の保険税でございます。

1枚めくっていただき、146ページをお開きいただきたいと存じます。

2款保険給付費につきましては、被保険者数の変動や直近の医療費の動向などを考慮しまして、前年度当初予算に比べ150万1,000円減の8億879万5,000円を見込んだところでございます。保険給付費については、被保険者は減少傾向にあるものの、令和6年度に診療報酬の引上げが予定されていることや、医療費の高度化により給付費が増加傾向にあることから、前年度と同額とさせていただきます。

続きまして、147ページをご覧ください。

4項4目の出産育児一時金につきましては、直近の申請状況を考慮し、昨年度より3件分減の5件分250万円を計上しております。財源につきましては、前の146ページの上段にございまして、国県支出金8億480万2,000円については、県が給付に必要な費用を全額町に交付し、町が国保連合会などへ支払うものでございます。その他財源は、一般会計繰入金、一般財源は保険税でございます。

次の148ページをお願いします。

令和3年度より、新型コロナウイルス感染症対応分として傷病手当金を計上しておりましたが、5類に移行され、国からの財政支援が終了したことから、科目を廃止しております。

続きまして、3款国民健康保険事業費納付金につきましては、県が県内の保険料収納必要額を市町村ごとに被保険者数及び所得水準、さらに医療費水準を反映し決定した事業費納付金、2億5,644万8,000円を計上させていただいたところでございます。その他財源につきましては、一般会計繰入金、また一般財源は保険税及び繰越金でございます。

5款保健事業費につきましては、次の149ページから150ページを併せてご覧いただきたいと存じます。

1項1目特定健康診査等事業費につきましては、前年度と比較し359万1,000円の減額となっておりますが、令和5年度はデータヘルス計画及び特定健康診査実施計画を策定したことから、単年的に増額となったものでございます。特定財源につきましては、県支出金のほか、その他で特定健診負担金、一般財源の保険税、繰越

金でございます。

2項2目疾病予防費の890万円は、人間ドックの委託料でございまして、昨年度と同額の200人分を見込んでおります。

6款基金積立金の100万1,000円は、条例に基づく積立分と基金の利息でございます。

7款諸支出金につきましては、保険税の還付金等104万2,000円でございます。

続きまして、歳入のご説明を申し上げますので、141ページにお戻りいただきたいと存じます。

1款国民健康保険税につきましては、県から示されました国保事業費納付金及び保健事業に必要な経費として、前年度比50万円減の2億33万3,000円を見込ませていただきました。

2款国庫支出金、1項1目災害臨時特例補助金では、新型コロナウイルス感染症の保険税減免分として、次の142ページをお願いいたします。2目事業費補助金では、社会保障・税番号制度システム整備費補助金として、それぞれその損目を計上しております。

3款県支出金、1項1目保険給付費等交付金、1節普通交付金では、保険給付費として前年度と同額の8億480万2,000円を見込みまして、2節特別交付金では、保険者努力支援制度交付金及び保健事業に係る補助金等でございます。直近の交付額の推移を考慮し、前年度比237万円減の2,380万1,000円を見込むものでございます。

4款財産収入につきましては、財政調整基金の基金利子1万円を見込んでおります。

5款繰入金につきましては、一般会計からの法定繰入金7,524万4,000円でございます。1目1節の保険税軽減分、2節の保険者支援分につきましては、被保数の減少に伴い、軽減世帯や軽減対象者数も減少しており、1節、2節合わせて280万3,000円前年度より減額させていただいております。

5節産前産後保険税繰入金は、令和5年度の税制改正により、出産被保険者の産前産後の4か月相当の所得割と均等割額を免除する制度でございまして、5件分、25万円を計上させていただいております。

6節助産費等繰入金については、5件分の166万7,000円を見込んでおります。そのうちの3分の2については、交付税措置がされております。

6款繰越金では、前年度繰越金2,300万円の計上でございます。

続きまして、143ページをお願いいたします。

7款諸収入でございますが、延滞金及び特定健診の受診者負担金等80万8,000円を計上させていただいております。

以上、歳入歳出予算の総額は、前年度と比較いたしまして0.1%、100万円減の11億2,800万円とさせていただくものでございます。

152ページからは給与費明細書となりますので、後ほどご覧いただきたいと存じます。

続きまして、議案第18号 令和6年度長南町後期高齢者医療特別会計予算の内容につきましてご説明申し上げます。

別冊の予算書の161ページをお開きいただきたいと存じます。

議案第18号 令和6年度長南町後期高齢者医療特別会計予算。

令和6年度長南町の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによるものでございます。

第1条第1項、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億5,470万円と定めるものでございます。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表、歳入歳出予算によるものでございます。

令和6年2月29日提出、長南町長、平野貞夫。

初めに、後期高齢者医療特別会計につきましては、千葉県の後期高齢者医療広域連合の後期高齢者医療に関する条例に規定されております、資格の取得喪失事務、保険料の徴収事務に係る経費を、町特別会計予算でお願いするものでございます。

本年1月1日現在の被保険者数は1,765人でございまして、前年度の同時期に比べ23人の増でございます。

それでは、事項別明細書によりまして歳出からご説明申し上げますので、恐れ入りますが、168ページを開きいただきたいと思います。

1款1項総務管理費でございますが、後期高齢者広域連合からの受託事業として、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業が新たに開始されることに伴い、医療専門職の職員の人件費を計上したことによりまして、394万3,000円増の406万5,000円をお願いするものでございます。

2項徴収費は、保険料の徴収事務に係る電算処理委託料などでございます。また、財源内訳のその他財源は、一般会計からの事務費繰入金及び広域連合からの事務費補助でございます。

2款後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、保険料及び一般会計からの保険基盤安定繰入金を合わせました1億4,293万8,000円を広域連合へ納付するものでございます。

続きまして、169ページをお願いします。

3款保健事業費でございますが、人間ドック95件分の委託料及び75歳以上の高齢者を対象とした健康運動教室を開催することから、前年度比63万5,000円増の518万円をお願いするものでございます。その他財源は、広域連合からの人間ドックみなし受診分補助及び一般会計繰入金でございます。

4項諸支出金では、保険料の還付金など、30万2,000円を計上させていただいております。その他財源は、広域連合からの保険料還付金等でございます。

続きまして、歳入のご説明を申し上げますので、166ページにお戻りいただきたいと思います。

1款後期高齢者医療保険料につきましては、千葉県後期高齢者医療広域連合協議会が2年ごとに保険料率を改定しております。令和6年度は改定年度に当たり、均等割額は400円増の4万3,800円、所得割率は0.72ポイント増の9.11%、また、賦課限度額につきましては14万円引き上げられ80万円となりましたが、急激な保険料の上昇を抑えるため、激変緩和措置が講じられ、令和6年度は賦課限度額73万円と決定されたところでございます。この保険料率から1億1,008万7,000円を計上させていただいたところでございます。

2款繰入金につきましては、3,738万2,000円を見込みまして、1節の保険基盤安定繰入金では、保険料軽減分の補填として、県が4分の3を、町が4分の1を負担するものでございます。

3款繰越金は、前年度からの繰越金として74万4,000円の計上でございます。

続きまして、4款諸収入でございます。

4項の受託事業収入は、広域連合からの受託事業収入433万3,000円でございます。こちらは、新たに高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業での委託費用等となります。

続きまして、167ページをお願いいたします。

5項の雑入でございますが、賦課徴収事務費及び人間ドックのみなし受診分に係る助成など、185万円計上させていただいております。

以上、歳入歳出予算の総額は、前年度と比較いたしまして6.6%、960万円増の1億5,470万円とさせていただくものでございます。

以上、議案第17号 令和6年度長南町国民健康保険特別会計予算及び議案第18号 令和6年度長南町後期高齢者医療特別会計予算の内容の説明とさせていただきます。ご審議を賜りまして、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（松野唱平君） これで議案第17号、議案第18号の内容の説明は終わりました。

次に、議案第19号の内容の説明を求めます。

長谷福祉課長。

〔福祉課長 長谷英樹君登壇〕

○福祉課長（長谷英樹君） それでは、議案第19号 令和6年度長南町介護保険特別会計予算の内容についてご説明申し上げます。

別冊の予算書の175ページをお開きいただきたいと存じます。

議案第19号 令和6年度長南町介護保険特別会計予算。

令和6年度長南町の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算でございます。

第1項といたしまして、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ10億9,700万円と定める。

第2項といたしまして、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表、歳入歳出予算による。

第2条、歳出予算の流用でございます。

地方自治法の規定により、歳出予算の款項の経費の金額を流用することができる場合は、第1号に記載の保険給付費の各項に計上された予算額に、過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の款の流用を定めるものでございます。

令和6年2月29日提出、長南町長、平野貞夫。

まず初めに、本年1月1日現在の介護保険の状況についてご説明させていただきます。

第1号被保険者数は、昨年同時期と比較すると12人減の3,321人となっております。また、介護認定者数は昨年度より15人増の572人、そのうちサービス利用者数は12人増の495人となっております。

それでは、事項別明細書によりまして、歳出の内容からご説明申し上げますので、恐れ入りますが、185ページをお開きいただきたいと存じます。

1款総務費につきましては、人件費及びシステム管理費などの経常的な経費で、昨年度より3万6,000円減の4,182万7,000円をお願いするものでございます。特定財源のその他財源は、一般会計からの運営費繰入金でございます。

1項総務管理費、1目一般管理費につきましては、介護保険運営協議会委員の報酬及び職員3人分の人件費、

また、介護保険システム使用料等で、昨年度と比較し11万円減の3,071万9,000円をお願いするものでございます。

186ページをお願いいたします。

2項徴収費、1目賦課徴収費につきましては、賦課徴収に係るものでございますが、10節需用費で、第9期計画から第1号被保険者の保険料が9段階から13段階へ多段階化されることなど、制度の周知用リーフレット等として、印刷製本費で8万3,000円及びそれに伴う消耗品等を加え、全体で昨年度と比較し29万6,000円増の134万3,000円をお願いするものでございます。

3項介護認定調査費会費、1目認定調査等費では、認定審査に必要な調査員の報酬やかかりつけ医の意見書作成手数料、広域市町村圏組合での審査会負担金などで、昨年度と比較し22万2,000円減の976万5,000円をお願いするものでございます。

187ページをお願いいたします。

2款保険給付費につきましては、第9期の計画に基づき、認定者数及び利用率、また、施設入所者数の実績や動向などを考慮いたしまして、前年度に比べ1,768万2,000円増の10億841万3,000円を見込んでおります。保険給付費全体の特定財源につきましては、国県支出金の介護給付費負担金及び調整交付金、それぞれの負担割合に基づき3億8,098万9,000円を、また、その他財源につきましては、支払基金からの介護給付費交付金、一般会計からの介護給付費繰入金及び介護給付費準備基金からの繰入金として4億1,146万5,000円でございます。

1項介護サービス等諸費では、要介護認定者のサービス給付費として、昨年度より2,941万3,000円増の9億3,118万5,000円を計上させていただいております。

1目居宅介護サービス給付費では、短期入所生活介護、通所リハなどの給付費を増額し、2目地域密着型介護サービス給付費では、認知症対応型共同生活介護などの給付費を増額し、3目施設介護サービス給付費では、介護老人保健施設の利用件数の減により、給付費を減額とさせていただいております。

188ページをお願いいたします。

6目居宅介護サービス計画給付費では、令和5年度の実績及び要介護の居宅サービス受給者の増により、給付費を増額させていただいております。

2項介護予防サービス等諸費では、要支援認定者のサービス給付費として、昨年度より134万3,000円減の1,392万6,000円を計上させていただき、1目介護予防サービス給付費で、通所リハや福祉用具の貸与などの給付費を減額させていただいております。

189ページをお願いいたします。

4項高額介護サービス費では、同じ月に利用したサービスに係る利用者負担額が自己負担限度額を超えた場合に給付するものとなりますが、昨年度より164万4,000円減の2,523万6,000円を計上させていただいております。

5項高額医療合算介護サービス費では、介護保険と医療保険の支払いが高額になった場合の負担軽減措置に対する支出となりますが、昨年度と同額の400万円を計上させていただいております。

6項特定入所者介護サービス費、190ページとなりますが、1目特定入所者介護サービス費では、低所得の要介護者が施設入所や短期施設サービスを利用したときの居住費と食費について、負担限度額を超えた分を給

付するものでございますが、昨年度より876万円減の3,324万円を計上させていただいております。

3款基金積立金の1,000円は、基金の利息分でございます。

4款地域支援事業費につきましては、昨年度より335万4,000円増の4,500万6,000円をお願いするものでございます。特定財源につきましては、国県支出金の地域支援事業交付金として2,503万4,000円を、また、その他財源につきましては、支払基金からの地域支援事業支援交付金、一般会計からの地域支援事業繰入金として1,209万7,000円を充てさせていただくものでございます。

1項介護予防・日常生活支援総合事業費では、要支援の認定者などを対象に、介護予防と自立した日常生活の支援事業費として、昨年度より27万5,000円増の1,466万円を計上させていただいております。

191ページをお願いします。

2項包括的支援事業費では、包括支援センターの運営に係る人件費のほか、生活支援や認知症予防等に係る事業費として、昨年度より287万2,000円増の2,994万6,000円を計上させていただいております。

192ページをお願いします。

3項任意事業費では、次の193ページとなりますが、国の介護給付適正化事業の見直しにより、介護給付費適正化事業費が任意事業の対象外となったことからこれを廃止し、新たに1目成年後見制度利用支援事業費を創設し、高齢者に対する成年後見制度の利用支援に係る費用を予算計上させていただいております。

5款諸支出金につきましては、保険料の還付金等75万3,000円でございます。

6款予備費につきましては、前年度と同額の100万円をお願いするものでございます。

続きまして、歳入のご説明を申し上げますので、恐れ入りますが、182ページにお戻りいただきたいと存じます。

1款保険料、1項介護保険料につきましては、65歳以上の方からの保険料でございますが、第9期計画から保険料の区分が9段階から13段階に多段階化されることを踏まえ、前年度と比較し85万6,000円増の2億1,759万7,000円を見込むものでございます。

3款国庫支出金、4款支払基金交付金、5款県支出金及び8款繰入金、1項一般会計繰入金、こちらにつきましては、保険給付費や地域支援事業費に係る費用として、それぞれ法定負担割合に基づき、歳入を見込んでおります。なお、8款繰入金、1項4目軽減費繰入金につきましては、低所得者層に係る介護保険料を軽減する目的で交付されるものでございます。

続きまして、8款繰入金、2項1目介護給付費準備基金繰入金1,313万9,000円につきましては、介護給付費準備基金からの繰入れでございます。

184ページをお願いいたします。

以上、歳入歳出予算の総額は、前年度と比較いたしまして2%、2,100万円増の10億9,700万円とさせていただくものでございます。

194ページからは、給与費明細書となりますので、後ほどご覧いただきたいと存じます。

以上、大変雑駁な説明でございますが、議案第19号 令和6年度長南町介護保険特別会計予算の内容の説明とさせていただきます。ご審議賜りましてご可決くださいますよう、よろしく願い申し上げます。

○議長（松野唱平君） これで議案第19号の内容の説明は終わりました。

次に、議案第20号、議案第21号までの内容の説明を求めます。

三上生活環境課長。

〔生活環境課長 三上達也君登壇〕

○生活環境課長（三上達也君） それでは、議案第20号 令和6年度長南町笠森霊園事業特別会計予算の内容についてご説明申し上げます。

お手元の令和6年度予算書205ページをお開きください。

議案第20号 令和6年度長南町笠森霊園事業特別会計予算。

令和6年度長南町の笠森霊園事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算でございます。

歳入歳出の総額は、歳入歳出それぞれ7,200万円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表、歳入歳出予算による。

第2条、一時借入金の額でございます。

地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は2,000万円と定める。

令和6年2月29日提出、長南町長、平野貞夫。

それでは、事項別明細書によりまして、歳出のほうからご説明申し上げます。

お手元の予算書212ページをご覧くださいと思います。

まず、1款1項1目霊園管理費は、職員の人件費をはじめ、霊園事務所全般の運営に係る費用でございまして、前年比10.3%増の6,241万9,000円を計上するものでございます。主なところでは、12節委託料の中で、園内清掃委託料については、物価高騰等、また最低賃金の上昇等の影響によりまして、9.7%増の1,775万4,000円を計上するほか、今般増加している争訟事案に対応するため、弁護士委託料として78万円の計上をお願いするものでございます。

次に、215ページをご覧くださいと思います。

2款1項1目霊園施設費でございますが、これは園内の維持管理に関する費用でございます。前年比30.3%減の853万1,000円を計上するものでございます。減額の理由としては、これは令和5年度に実施しました漏水修繕工事、大きな費用の工事であったわけでございますが、これが終了したため減少となっているものでございます。

また、3款の公債費、4款予備費につきましては、前年同様となっております。

次に、210ページにお戻りいただきしたいと思います。

これは歳入の部分でございますが、まず、1款1項1目墓所使用料では、昨今の墓所需要動向を見る中で、9区画増の54区画の販売を見込んでおりまして、金額にして90万8,000円増の1,187万7,000円を、続けて2目工事負担金では、3基増の33基の販売を見込んでおります。金額にしまして37万9,000円増の130万7,000円を計上するものでございます。

以降、3款寄附金、4款繰入金、5款繰越金、6款諸収入につきましては、前年同様となっております。

また、216ページ以降は給与費明細書となっておりますので、後ほどご覧いただければと思います。

以上、ここまで令和6年度笠森霊園事業特別会計予算に係る説明でございました。

続きまして、議案第21号 令和6年度長南町農業集落排水事業会計予算の内容についてご説明を申し上げます。

本年度より、農業集落排水事業に係る会計は、地方公営企業法の適用を受けまして、企業会計に移行いたします。よって、従前とは異なる勘定科目にて予算を定めることとなりますので、よろしくお願いたします。

予算書は別冊となっております。別冊の予算書をご覧いただきたいと思ひます。

予算書の1ページをお開きください。

議案第21号 令和6年度長南町農業集落排水事業会計予算。

第1条、総則でございます。

令和6年度長南町農業集落排水事業会計予算は、次に定めるところによる。

第2条、業務の予定量でございます。

業務の予定量は、次のとおりとする。

第1号、接続件数、909件。

第2号、年間有収水量、26万2,992立方メートル。

第3号、1日平均処理水量、721立方メートル。

次に、第3条、収益的収入及び支出でございます。

初めに、収入でございますが、第1款下水道事業収益2億5,931万6,000円。その内訳としまして、第1項営業収益4,106万円、第2項営業外収益2億1,825万6,000円。なお、各項の詳細につきましては、この後、予算実施計画内訳にてご説明を申し上げます。

次に、支出では、第1款下水道事業費用2億5,931万6,000円。この内訳としまして、第1項営業費用2億4,442万円、第2項営業外費用1,302万4,000円、第3項特別損失87万2,000円、第4項予備費100万円となっております。

次に、2ページをご覧いただきたいと思ひます。

第4条、資本的収入及び支出でございます。

資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

下の行、括弧書きの部分については、資本的収支不足額に係る補填の内訳となっております。

資本的収入額に対し不足する額216万6,000円は、当年度分損益勘定留保資金32万1,000円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額140万4,000円及び引継金44万1,000円にて補填をさせていただくものでございます。

次に、資本的収入の額でございますが、第1款下水道事業資本的収入1億4,927万2,000円。内訳としまして、第1項企業債1,530万円、第2項他会計補助金1億300万313万2,000円、第3項負担金84万円でございます。

支出では、第1款下水道事業資本的支出1億5,143万8,000円。内訳としまして、第1項建設改良費1,544万8,000円、第2項企業債償還金1億3,599万円を計上させていただくものでございます。

続きまして、第4条の2、特例的収入及び支出でございます。

地方公営企業法施行例第4条第4項の規定により、当年度に属する債権及び債務として整理する未収金及び未払金の金額は、それぞれ未収金の部分が184万円、未払金の部分が220万9,000円である。

次に、3ページをご覧ください。

第5条、企業債でございます。

起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

本年度は、下の表にありますとおり、3本の企業債を起す予定でございます。1つ目が下水道事業債、限度額は750万円でございます。これは後ほども出てまいりますけれども、芝原処理場の曝気攪拌装置の工事に充てる目的でございます。次に、脱炭素化推進事業債、限度額260万円。これは公用車、これは軽自動車のEVを購入の予定でございます。この購入に充てるというものでございます。最後に、公営企業会計適用債520万円。これは企業会計の運用に係る支援、委託業務でありますけれども、この事業に充当するため借入れを起すというものでございます。なお、起債の方法、利率等の詳細につきましては、表に記載のとおりです。

次に、第6条、一時借入金でございます。

一時借入金の限度額は1,000万円と定めるものでございます。

第7条、予定支出の各項の経費の金額の流用でございます。

予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1号、営業費用、営業外費用。

第2号としまして、建設改良費、企業債償還金。

最後に、第8条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費でございます。

次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

対象の経費は、第1号で定めております職員給与費894万7,000円でございます。

令和6年2月29日提出、長南町長、平野貞夫。

それでは、予算実施計画内訳により、歳入からご説明申し上げます。

予算書15ページをご覧くださいと存じます。

15ページ、初めに、収益的収入でございます。

1款1項1目下水道使用料は、従前にいう施設使用料、月々の使用料金でございまして、4,106万円を計上するというものでございます。

次に、営業外収益では、1目受取利息及び配当金として1,000円を、2目他会計補助金は、従前の一般会計繰入金でございまして、本目に計上しております2,886万8,000円は、営業費用における人件費のほか、営業外費用のうち、企業債の利息の償還に充てるため計上するものでございます。

続いて、3目長期前受金戻入は、過年度に整備した処理場や管路等の施設に係る減価償却費に対して、これに充てた国県補助金、地方債等の財源を収益化するものでございまして、金額は1億8,910万1,000円を計上するものでございます。この長期前受金戻入でございますが、この後ご説明申し上げます営業費用のうち、減価償却費、この減価償却費と同額でございまして、また、この本目、長期前受金戻入、減価償却費とも、現金の収入支出を伴わない、いわゆる損益勘定留保資金の1類型であります。

次に、4目雑収益でございます。これは会計年度任用職員等の納付金28万6,000円を計上しまして、営業外収益の小計では2億1,825万6,000円を、営業費用と合わせた下水道収益全体では2億5,931万6,000円を計上す

るものでございます。

次に、収益的支出についてご説明申し上げます。

16ページをご覧くださいと思います。

1款1項1目施設管理費、これは主に処理場や管路の維持管理にかかる経費でございます。主なものとして、3節処理場管理施設に係る光熱水費1,810万7,000円、6節同じく処理場や管理施設の維持管理に係る委託料1,854万8,000円、8節では処理場管路施設に係る修繕費として500万円等、合わせて4,447万6,000円を計上するものでございます。

次に、2目業務費でございますが、これは料金の賦課及び収納に関する経費でございます。料金管理システムの使用料ほか112万8,000円を計上するものでございます。

次に、3目総係費でございますが、これは先ほどの施設管理費、業務費のいずれにも属さない経費を経理するものでございます。職員1人及び会計年度職員1名、この人件費をはじめ、保険料等の経費で、合わせて971万5,000円を計上するものでございます。

17ページをご覧ください。

4目減価償却費は、前年度までに取得した固定資産の減価償却費でございます。当該固定資産の額でございますが、8ページの予定貸借対照表にもありますように、46億6,761万9,000円でございます。これに係る当年度分の減価償却費として、1億8,910万1,000円を計上するものでございます。

続きまして、2項営業外費用につきましては、1目支払利息及び企業債取扱諸費として1,190万4,000円、2目消費税及び地方消費税112万円、合わせて1,302万4,000円を計上するものでございます。

3項特別損失につきましては、これは令和5年度特別会計時代の経費でございますが、令和5年12月から令和6年3月分の賞与、それから令和5年度分の消費税及び地方消費税、これらを本目に経理しまして、87万2,000円を計上するものでございます。

最後に、4項予備費は、100万円を計上するものでございます。

以上、下水道事業費用全体では、2億5,931万6,000円を計上するものであります。

続きまして、資本的収入及び支出についてご説明申し上げます。

18ページをご覧くださいと存じます。

資本的収入では、施設整備に係る財源を主収入として計上しております。

1款1項企業債では、1目の建設改良費において、1節下水道事業債で750万円、これは芝原処理場の曝気攪拌装置の工事に充てるものです。

次に、2節脱炭素化推進事業債260万円は、公用車、これまで平成9年式のガソリン車22万キロ走行に乗ってございましたけれども、これを軽自動車の電気自動車に入れ替えるものでございます。

建設改良債では、1,010万円の借入れを起こすというものでございます。

次に、2目公営企業会計適用債においては、公営企業会計等支援業務委託に充当するため、520万円を計上し、本目企業債の目全体では1,530万円とするものでございます。

2項他会計補助金は、従前の一般会計繰入金のうち、資本的支出における企業債元金償還に充当するため、1億3,313万2,000円を計上するものでございます。

3項負担金は、新規加入に伴う受益者分担金2件分、84万円を見込むもので、下水道事業資本的収入全体では1億4,927万2,000円を計上するものでございます。

最後に、資本的支出でございますが、1款1項建設改良費では、1目建設改良費におきまして、先ほど企業債のところで申し上げました公営企業会計等の支援業務委託、それから芝原処理場曝気攪拌装置の工事、最後に有形固定資産購入としまして、軽自動車EVの費用を計上しておりますのでございます。

次に、2項企業債償還金では、1目建設企業債償還金として1億3,495万6,000円を、2目その他の企業債償還金として103万4,000円、合わせて1億3,599万円を見込み、下水道事業資本的支出全体では1億5,143万8,000円を計上するものでございます。

なお、7ページから11ページまでですが、予定キャッシュ・フロー計算書、給与費明細書等の参考資料となっておりますので、後ほどご覧いただければと存じます。

以上、大変雑駁ではございましたが、議案第20号 令和6年度長南町笠森霊園事業特別会計予算及び議案第21号 令和6年度長南町農業集落排水事業会計予算に係る説明とさせていただきます。ご審議賜りまして、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（松野唱平君） これで議案第20号、議案第21号の内容の説明は終わりました。

ここで暫時休憩とします。

再開は午後3時45分を予定しております。

(午後 3時34分)

○議長（松野唱平君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 3時45分)

○議長（松野唱平君） 次に、議案第22号の内容の説明を求めます。

佐久間副町長（ガス課長事務取扱）。

〔副町長（ガス課長事務取扱） 佐久間静夫君登壇〕

○副町長（ガス課長事務取扱）（佐久間静夫君） 議案第22号 令和6年度長南町ガス事業会計予算の内容についてご説明を申し上げます。

予算書は別冊となっておりますので、よろしくお願いたします。

予算書1ページをお開きください。

第1条、令和6年度長南町ガス事業会計の予算は、次に定めるところによる。

第2条、業務の予定量は、次のとおりとする。

第1号、供給戸数4,590戸、前年度比4戸の減でございます。

第2号、年間供給量は846万立方、前年度比16万9,000立方の減でございます。

第3号、1日平均供給量は2万3,179立方でございます。

第3条、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

初めに、収入でございますが、第1款ガス事業収益7億1,554万3,000円、前年度比544万3,000円の増でござ

います。

なお、各項につきましては、予算実施計画でご説明をさせていただきます。

次に、支出でございますが、第1款ガス事業費用は7億762万8,000円、前年度比270万3,000円の減でございます。

2ページをお開きください。

資本的収入及び支出でございますが、第4条、資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億5,020万2,000円は、過年度分損益勘定留保資金1,466万4,000円、当年度分損益勘定留保資金1億2,470万9,000円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額の1,082万9,000円で補填するものでございます。

初めに、収入でございますが、第1款資本的収入につきましては、2,512万円を計上いたしました。

第1項工事負担金2,512万円につきましては、新規加入供給管取出工事等の負担金でございます。

次に、支出でございますが、第1款資本的支出1億9,532万2,000円で、前年度比574万7,000円の増でございます。ガスクロマトグラフ更新工事等によるものでございます。

また、2項企業債償還金は26万4,000円減の4,326万3,000円となっております。

第5条、企業債でございますが、限度額を2,000万円とし、ガスクロマトグラフ更新工事の費用に充てるものでございます。

第6条、一時借入金の限度額は1,000万円と定めるものでございます。

第7条、予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定めるものでございます。

第8条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費でございますが、職員給与費5,086万8,000円、前年度比233万5,000円の減でございます。

第9条、棚卸資産の購入限度額でございますが、1,000万円と定めるものでございます。

令和6年2月29日提出、長南町長、平野貞夫。

4ページをお開きください。

令和6年度ガス事業会計予算実施計画でございます。

初めに、収益的収入でございますが、1款ガス事業収益につきましては544万3,000円増の7億1,554万3,000円で、1項製品売上、1目ガス売上は6億5,762万1,000円、前年度比8,464万2,000円の増でございます。これは、本定例会でお願いしております料金の改定によるものでございます。

販売見込み量は846万立方、前年度比で16万9,000立方の減となります。主に大口供給が減少したこと、人口減少や省エネ化の定着、温暖化により一般家庭での需要が減少したことによるものでございます。

2項営業雑収益、1目受注工事収益は、100件分の内管工事収益2,105万4,000円を計上いたしました。

2目その他営業雑収益26万4,000円は、ガス漏れ警報器の収益でございます。

3項営業外収益は、国からの激変緩和対策事業費補助金といたしまして2,085万6,000円を見込み、3,660万4,000円といたしました。また、長期前受金戻入、消費税還付金などを計上しております。

5ページをご覧ください。

支出でございますが、1款ガス事業費用は、前年度比270万3,000円減の7億762万8,000円でございます。

1項売上原価、1目ガス売上原価は3億7,747万2,000円で、前年度比79万1,000円の増といたしました。年間供給量は16万9,000立方減りましたが、原ガス購入単価が値上がりしたことによるものでございます。

2項供給販売費は2億3,334万7,000円で、前年度比1,953万9,000円の減でございます。これは工作物の修繕が減ったこと等によるものでございます。

1目から7目までは、職員2人分の人件費でございます。

8目修繕費は、ガス工作物修繕及び検満メーター改修でございます。

9目特別修繕引当金繰入額300万円は、次回のガスホルダー開放検査引当金となるものでございます。

13目消耗品費581万4,000円、前年度比95万7,000円増は、ガスに臭いをつける付臭剤の単価が上がったことによるものでございます。

17目委託作業費4,413万7,000円、前年度比653万6,000円の増は、各家庭の消費機器調査、導管漏えい調査の人件費と検針業務及び宿日直の業務委託料でございます。検針業務につきましては、令和6年10月から変更するものでございます。

6ページをお開きください。

3項一般管理費は予算額3,868万5,000円、前年度比549万3,000円の減でございます。

2目から7目までは職員2人分の人件費、10目の賃借料は1,274万5,000円で、財務会計システム及びガス料金調定システムのリース料でございます。

4項営業雑費用は、内管受注工事費用100件分を計上しております。

5項営業外費用は、企業債利息及び雑支出等を計上しております。

6項予備費は、前年度同額の1,000万円といたしました。

7ページをご覧ください。

資本的収入及び支出でございますが、初めに資本的収入でございますが、1款1項1目企業債はガスクロマトグラフ更新工事に使用するものでございます。

2項1目工事負担金2,512万円は、新規加入供給管取出工事等に伴う負担金を計上しております。

次に、資本的支出でございますが、予算額を1億9,532万2,000円といたしました。

1款1項建設改良費、1目工事費8,736万2,000円は、供給管取出工事等でございます。

2目固定資産購入費は、新規ガスメーター等の購入費、3目工事負担金2,596万円は、千葉県が実施する舗装本復旧工事に係る負担金等でございます。

2項1目企業債償還金の令和6年度分は、4,326万3,000円を予定しております。

8ページをお開きください。

令和6年度ガス事業会計予定損益計算書でございます。

令和6年度末までの1年間のガス事業の営業見込みを税抜きで表したものでございます。

1の営業収益から5の営業外費用までを算出した収益的収支による当年度純利益は、右側下から4行目で1,273万8,000円を見込むものでございます。前年度繰越利益剰余金及びその他未処分利益剰余金変動額を加えました当年度未処分利益剰余金は、右下二重線の1,535万円でございます。

9ページをご覧ください。

令和6年度ガス事業予定キャッシュ・フロー計算書でございます。業務活動によって実際に得られた収入から支出を差し引いて、手元に残る資金の流れを表したものでございます。

右側下から3行目になりますが、各業務の合計額の資金増加額は基本料金と従量料金の改定に伴い、2,346万5,000円となり、令和6年度資金期末残高は7,229万8,000円を見込むものでございます。

10ページをお開きください。

注記事項でございます。

11ページをご覧ください。

令和6年度ガス事業会計予定貸借対照表でございます。

ガス事業の財政状態を明らかにするため、令和6年度末時点において保有する見込みの全ての資産、負債及び資本を総括的に表したものでございます。

資産の部では、1の固定資産、2の流動資産の合計で、一番下の二重線で表示してあります資産合計は17億1,414万3,000円でございます。

12ページをお開きください。

負債の部では、企業債などの負債合計は8億4,007万4,000円でございます。

資本の部では、資本金及び剰余金の合計は8億7,406万9,000円となり、一番下二重線の負債資本合計は17億1,414万3,000円でございます。11ページの資産合計と負債資本合計が、複式記帳の法則により双方とも同額になっております。

なお、13ページから17ページまでは給与費明細書でございます。

18ページ以降は、参考資料といたしまして、予算実施計画を長南町、睦沢町に分けた内容でございます。後ほどご覧いただければと存じます。

以上、議案第22号 令和6年度長南町ガス事業会計予算の説明とさせていただきます。

よろしくご審議を賜り、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（松野唱平君） これで議案第22号の内容の説明は終わりました。

議案第23号については、先ほどの町長の提案理由の説明及び議案書のとおりです。

以上で、一括議題とした承認第1号から議案第23号までの内容の説明は終わりました。

お諮りします。

日程第6、承認第1号から日程第29、議案第23号までについて、本日は説明を聞く程度にとどめ、後日、質疑・討論・採決をしたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松野唱平君） 異議なしと認めます。

日程第6、承認第1号から日程第29、議案第23号までについて、本日は説明を聞く程度にとどめ、後日、質疑・討論・採決をすることに決定いたしました。

◎予算特別委員会の設置及び議案第16号～議案第22号の付託

○議長（松野唱平君） ここで、議案第16号から議案第22号までの令和6年度予算の審査について、議会運営委員長から報告のあったとおり、内容が複雑多岐にわたるものでありますので、私、議長を除く9名で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することについてを議題として、これから採決します。

お諮りします。

採決の方法については、表決システムにより採決したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松野唱平君） 異議なしと認めます。

したがって、採決の方法については、表決システムにより採決いたします。

予算特別委員会を設置することに賛成の方は青ボタンを、反対の方は赤ボタンをお押し願います。

〔表決ボタンにより表決〕

○議長（松野唱平君） 押し忘れはありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（松野唱平君） なしと認め、確定します。

本案は賛成全員です。

よって、予算特別委員会を設置することに決定をいたしました。

このまましばらく休憩いたします。

○議長（松野唱平君） 会議を再開します。

お諮りします。

ただいま設置されました予算特別委員会委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定によって、お手元に配付しました名簿のとおり指名をしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松野唱平君） 異議なしと認めます。

予算特別委員会は、お手元に配付した名簿のとおり選任することに決定しました。

なお、予算特別委員会委員が決定しましたので、委員会において委員長及び副委員長の互選をお願いいたします。

ここで暫時休憩とします。再開は予算特別委員会終了後を予定しております。

(午後 4時06分)

○議長（松野唱平君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

(午後 4時16分)

○議長（松野唱平君） 予算特別委員会の委員長、副委員長の互選の結果は、お手元に配付した名簿のとおりです。

◎散会の宣告

○議長（松野唱平君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

明日3月1日の本会議は午前10時から会議を開きます。

本日はこれで散会とします。

ご苦労さまでございました。

（午後 4時16分）